

総合評価方式の手引

令和6年4月

香川県広域水道企業団

目 次

1. はじめに	1
2. 総合評価方式導入の目的	1
3. 総合評価方式の適用	2
4. 総合評価方式の適用区分	2
5. 総合評価方式の実施フロー	4
6. 総合評価算定基準	5
7. 評価項目及び配点	7
8. 評価項目及び評価基準について	9
9. 技術提案書	23
10. 評価内容の担保	27
11. 加算方式について	30
12. 学識経験者の意見の聴取	32
13. 苦情の処理	32
14. 技術提案に関する秘密の保持	33
15. 評価結果の公表	33
16. おわりに	33
総合評価方式の評価項目の内容、評価基準及び配点	34
「様式第1号」技術提案書鏡	35
「様式第2号」技術提案書(技術提案)	36
「様式第2号」技術提案書(施工計画)	38
「様式第3-1号」技術提案書(施工実績、配置予定技術者、社会性・地理的条件)	40
「様式第3-2号」技術提案書(社会性・地理的条件)	43
「様式第3-3号」技術提案書(社会性・地理的条件)	44
「墜落事故等防止取組計画」・「交通事故防止取組計画」(様式第3-2号における添付資料)	45
「様式第4-1号」技術提案(技術提案・施工計画)実施計画・報告書	49
「様式第4-2号」実施状況	51
「様式第4-3-1、4-3-2号」実施計画書(墜落事故等防止取組計画・交通事故防止取組計画)	52
「様式第4-4-1、4-4-2号」履行確認表(墜落事故等防止取組計画・交通事故防止取組計画)	57
「様式第4-5号」履行確認表(下請けの県内業者の活用)	62
「様式第5号」技術提案審査結果通知書	63
「様式第7号」工事成績の減点値及び違約金通知書	65
「様式第8号」相殺通知書	66
総合評価公表(閲覧)様式	68

【参考】総合評価方式における「地球温暖化防止対策（CO ₂ 排出量削減）」に関する評価の概要	70
【参考】技術提案書様式第3-2号「労働災害防止及び交通事故防止等への取組」における 「墜落事故等防止取組計画」・「交通事故防止取組計画」の記載例	75
【参考】技術提案書様式第3-2号「災害時の活動体制」における連絡体制表等の記載例	77
【参考】「様式第4-3-1、4-3-2号」墜落事故等防止取組計画・交通事故防止取組計画 実施計画書の記載例等	78
【参考】「様式第4-4-1、4-4-2号」墜落事故等防止取組計画・交通事故防止取組計画 履行確認表の記載例等	88
【参考】「様式第4-5号」下請けの県内業者の活用 履行確認表の記載例等	99
【参考】「平成25年度における建設工事事務防止のための重点対策の実施について （平成25年3月29日付け 国土交通省 通知文）」	101
香川県広域水道企業団建設工事総合評価方式実施方針	107

1. はじめに

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号）（以下「品確法」という。）に基づき、「香川県広域水道企業団建設工事総合評価方式実施方針」（以下「実施方針」という。）を定め、総合評価方式を導入しています。

また、総合評価に対する理解を深めるとともに、より良い提案を行っていただくため、「総合評価方式の手引」（以下「手引」という。）を作成しました。

なお、令和 6 年度においては、一般競争入札による工事は全て総合評価方式を適用することとしています。（水道施設工事の場合、1 千 5 百万円以上の工事は全て）

2. 総合評価方式導入の目的

公共工事を取りまく環境は、近年大きく変化しており、価格と品質の両面で優れた工事であると同時に、環境や省資源の配慮、維持管理費の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められています。

品確法が施行されたことにより、企業団においても総合評価方式による入札・契約を促進し、発注者の責務の明確化、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図っていくことにしています。

品確法に関する規程

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
平成 17 年 4 月 1 日 施行
改正：令和元年 6 月 14 日
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
平成 17 年 8 月 26 日 閣議決定
改正：令和元年 10 月 18 日
- 香川県広域水道企業団建設工事総合評価方式実施方針
平成 30 年 4 月 1 日 施行

3. 総合評価方式の適用

総合評価方式は、緊急性の高いもの、あるいは小規模な工事等、その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、原則として全ての工事において適用することとしています。

総合評価方式を適用しない工事

緊急性の高い工事……………応急災害復旧工事など

小規模な工事……………草刈工事、路面清掃工事など

※ 令和6年度は、一般競争入札による工事は全て総合評価方式を適用することとしています。(水道施設工事の場合、1千5百万円以上の工事は全て)

4. 総合評価方式の適用区分

総合評価方式の適用にあたっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模に応じて、次のいずれかの方式を適用します。

① 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案（ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性、環境の維持、景観等）を求めるもの。

② 技術提案型

施工方法等について技術的な工夫の余地がある工事において、施工上の工夫等の技術提案（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等）を求めるもの。

③ 施工計画型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画の提案（コンクリート構造物等の品質確保、安全対策、周辺環境への配慮等）を求めるもの。

④ 実績評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工計画等の提案は求めず、企業の施工実績や配置予定技術者等により評価を行うもの。

⑤ 企業評価型（通常型）

技術的な工夫の余地が小さい工事において、企業の工事成績評定点や地域精通度等により評価を行うもの。

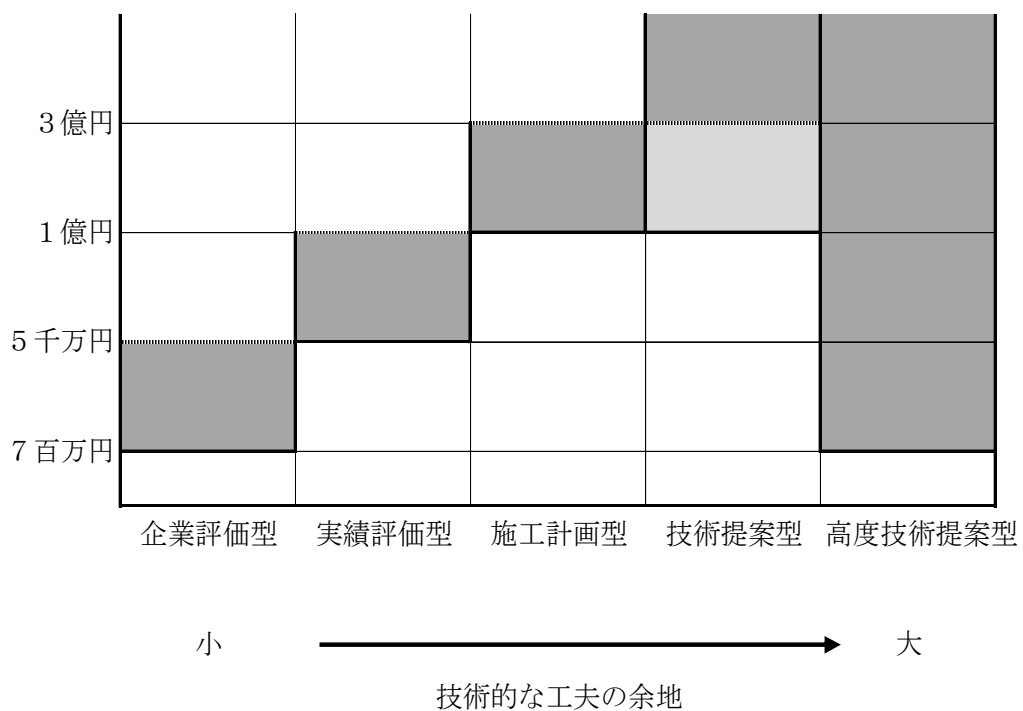
⑥ 企業評価型（若年・女性技術者育成型）

企業評価型（通常型）の評価に加えて、配置予定技術者として若年技術者や女性技術者の配置を評価するもの。

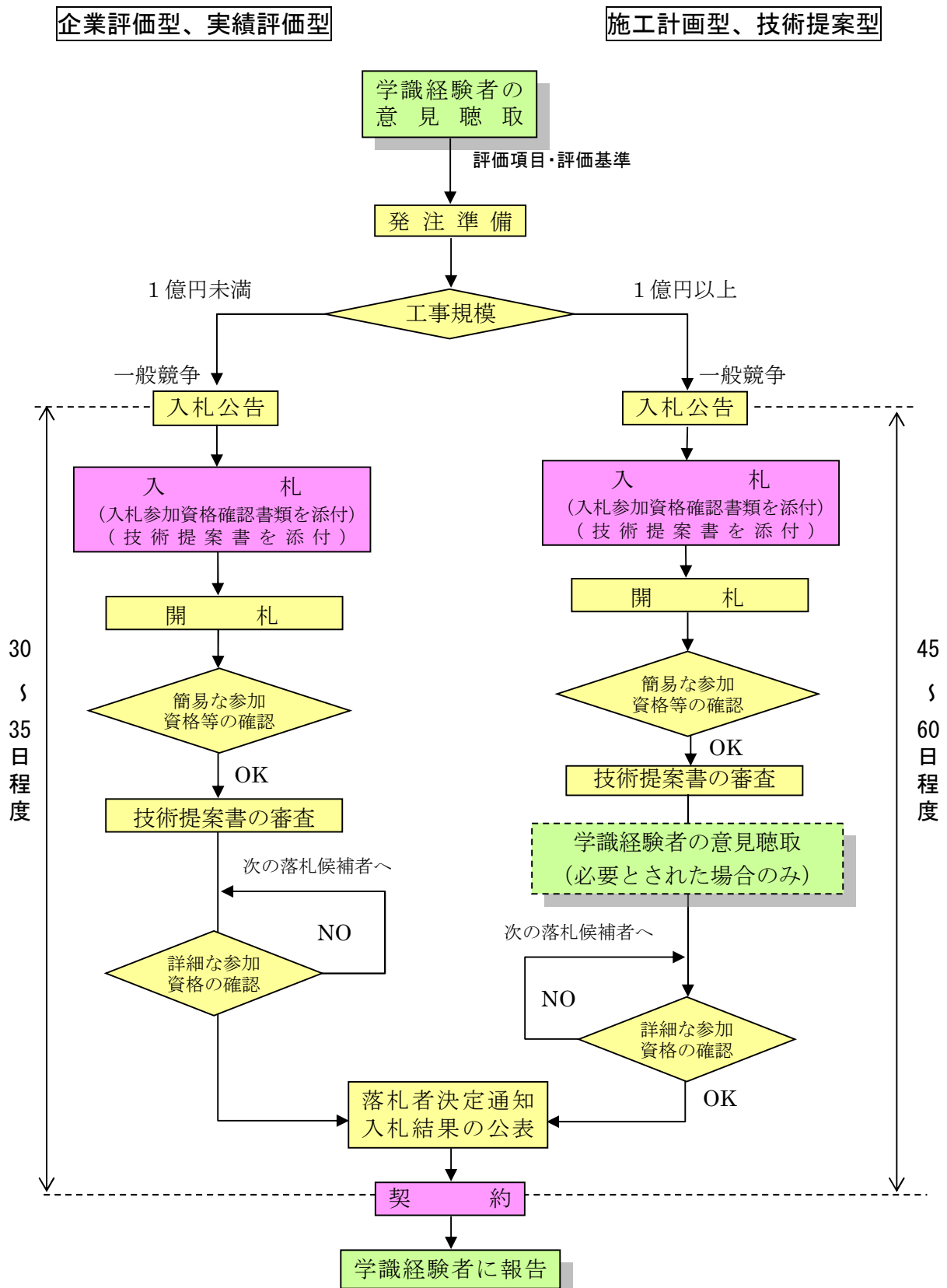
工事規模による適用範囲は、入札方法（一般、指名）にかかわらず、下記のとおりとします。

工事規模と適用範囲

■ : 適用範囲
 □ : 適用可能範囲



5. 総合評価方式の実施フロー（概略）



※学識経験者への意見聴取、低入札の場合の日数を除く。

※見積徴収型一般競争入札の場合の再積算に要する日数を除く。

6. 総合評価算定基準

(1) 評価値の算定方法

評価値の算定は、原則、除算方式で行います。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格 (単位：一千万円)} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格 (単位：一千万円)} \end{aligned}$$

☆標準点：100点

必要事項が記載された技術提案書を提出すれば100点が与えられます。

☆加算点：

加算点は総合評価の方式により異なります。加算点は、技術提案や過去の工事成績等の評価の結果により得られた得点から、換算して算出します。

各方式の加算点は以下のとおりです。

		企業評価型		実績 評価型	施工 計画型	技術 提案型	高度 技術 提案型
		通常型	若年・女性 技術者 育成型				
加算点		10	10	15	20	30	30
配点 合計	土木一式工事 (3千万円以上)	165	175	205	275*	350	案件毎 に設定
	その他工事	160	170	200	270*	350	案件毎 に設定

※ 地球温暖化対策の評価項目（5点）を設定した場合の配点合計

【計算例】

施工計画型（水道施設工事）で、得られた得点が190点の場合の加算点は

$$(190 \div 270) \times 20 = 14.07 \quad \text{〔小数2位止（3位四捨五入）〕}$$

となります。

☆評価値：

各社の技術評価点（標準点＋加算点）を、入札価格（消費税抜き、一千万円単位）で除して算出します。

【計算例】

A社の加算点が14.07点、入札価格が158,580,000円（消費税抜き）の場合の評価値は

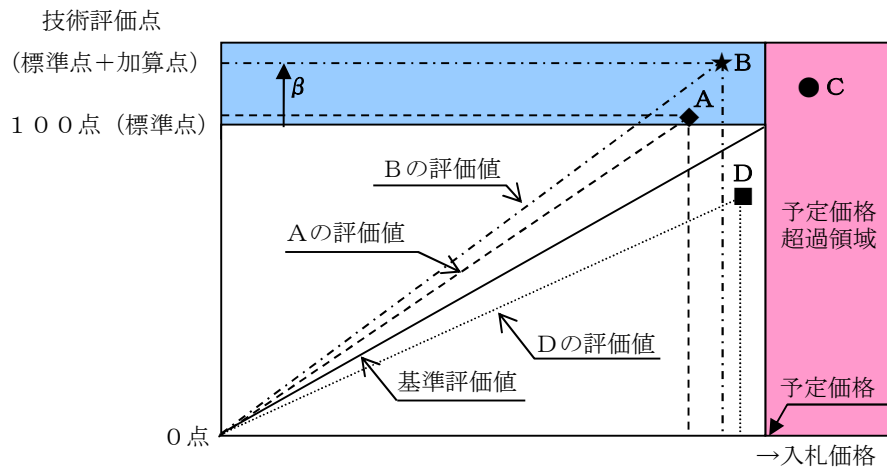
$$\begin{aligned} & (100 + 14.07) \div (158,580,000 \div 10,000,000) \\ & = 114.07 \div 15.858 \end{aligned}$$

$$= 7.1932 \quad \text{〔小数4位止（5位四捨五入）〕}$$

となります。

(2) 落札者の決定方法

評価値の最も高い者を落札者とします。



【解説】 評価値は、技術評価点を入札価格で除したものですので、入札価格あたりの技術評価点となります。つまり、上のグラフで言うと傾きを表すものです。傾きが大きいほど評価値が高いという結果になります。

グラフの中で、まずC社については予定価格を超えているから落札者とはなりません。つぎに、D社は、基準評価値を下回っているため落札者となれません。そこで、A社とB社の競争ですが、B社の方が傾きが大きいことから、B社が落札者になります。このケースのように、総合評価方式では、入札価格が最低でなくても、施工実績や施工計画等の提案が優秀な場合、落札者になれる場合があります。

次の要件のいずれかに該当する場合は、落札者になれませんので注意してください。

- ①入札価格が予定価格を超過している。
- ②評価値が基準評価値 $\{100 \text{ 点 (標準点)} \div \text{予定価格 (消費税抜き、単位：一千万円)}\}$ を下回っている。

7. 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、下表のとおりです。
これまでの施工実績や、提出された技術提案書により評価します。

1. 金額3千万円以上の土木一式工事

評価の視点	評価項目	企業評価型		実績評価型	施工計画型	技術提案型	
		通常型	若年・女性技術者育成型				
技術提案	1 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	-	-	-	-	175	
	2 工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項						
	3 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項						
	4 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項						
施工計画	5 本体構造物等の品質管理方法の適切性	-	-	-	20	-	
	6 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	-	-	-	20	-	
	7 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性	周辺環境等に関し配慮すべき事項	-	-	-	20	-
		地球温暖化防止対策【必要に応じて設定】	-	-	-	5	-
企業の施工能力	8 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績	-	-	10	10	10	
	9 企業団発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	35	35	35	35	35	
	10 受注能力	20	20	20	20	20	
	11 直近の企業団発注工事の工事成績評定点	0(-10)	0(-10)	0(-10)	0(-10)	0(-10)	
	12 機械・運搬具保有残高（減価償却後の金額）	10	10	10	10	10	
配置予定技術者	13 配置予定技術者の資格	-	-	5	5	5	
	14 主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての同業種工事の施工経験	-	-	10	10	10	
	15 過去5年間の継続教育（CPD）の取組状況	-	-	10	10	10	
	16 若年技術者（35歳未満）・女性技術者の配置	-	10	-	-	-	
社会性・地理的条件	17 地域精通度（営業拠点）	40	40	40	40	40	
	18 地域精通度（近隣での施工実績）	-	-	5	5	5	
	19 ISOマネジメントシステムの取組	5	5	5	5	5	
	20 労働災害防止及び交通事故防止等への取組	15	15	15	15	-	
	21 災害時の活動体制	20	20	20	20	-	
	22 従業員数	10	10	10	10	10	
	23 建設機械の台数	10	10	10	10	10	
	24 下請けの県内業者の活用	-	-	-	5	5	
	25 低入札に対する評価	0(-90～)	0(-90～)	0(-90～)	0(-90～)	0(-90～)	
合計点	3千万円以上の土木一式工事	165	175	205	275 [※]	350	
加算点		10	10	15	20	30	

※ 地球温暖化対策の評価項目（5点）を設定した場合の合計点

評価項目及び配点は、下表のとおりです。
 これまでの施工実績や、提出された技術提案書により評価します。

2. その他の工事

評価の視点	評価項目	企業評価型		実績評価型	施工計画型	技術提案型	
		通常型	若年・女性技術者育成型				
技術提案	1 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	—	—	—	—	175	
	2 工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項						
	3 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項						
	4 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項						
施工計画	5 本体構造物等の品質管理方法の適切性	—	—	—	20	—	
	6 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	—	—	—	20	—	
	7 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性	周辺環境等に関し配慮すべき事項	—	—	—	20	—
		地球温暖化防止対策【必要に応じて設定】	—	—	—	5	—
企業の施工能力	8 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績	—	—	10	10	10	
	9 企業団発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	35	35	35	35	35	
	10 受注能力	20	20	20	20	20	
	11 直近の企業団発注工事の工事成績評定点	0(-10)	0(-10)	0(-10)	0(-10)	0(-10)	
	12 機械・運搬具保有残高（減価償却後の金額）	10	10	10	10	10	
配置予定技術者	13 配置予定技術者の資格	—	—	5	5	5	
	14 主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての同業種工事の施工経験	—	—	10	10	10	
	15 過去5年間の継続教育（CPD）の取組状況	—	—	10	10	10	
	16 若年技術者（35歳未満）・女性技術者の配置	—	10	—	—	—	
社会性・地理的条件	17 地域精通度（営業拠点）	40	40	40	40	40	
	18 地域精通度（近隣での施工実績）	—	—	5	5	5	
	19 ISOマネジメントシステムの取組	5	5	5	5	5	
	20 労働災害防止及び交通事故防止等への取組	15	15	15	15	—	
	21 災害時の活動体制	15	15	15	15	—	
	22 従業員数	10	10	10	10	10	
	23 建設機械の台数	10	10	10	10	10	
	24 下請けの県内業者の活用	—	—	—	5	5	
	25 低入札に対する評価	0(-90~)	0(-90~)	0(-90~)	0(-90~)	0(-90~)	
合計点	その他の工事	160	170	200	270*	350	
加算点		10	10	15	20	30	

※ 地球温暖化対策の評価項目（5点）を設定した場合の合計点

8. 評価項目及び評価基準について

(1) 技術提案

技術提案は、「技術提案型」総合評価方式において、提案を求める項目です。
当該工事において提案を求める事項について、技術的な工夫の具体的な提案を評価するものです。

評価項目	評価細目	配点
①総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	工事内容に応じて、5項目程度を設定します。 ただし、「③環境・安全対策等、社会的要請に関する事項」として、 <u>地球温暖化防止対策（CO₂排出量削減等）</u> は必須項目として設定します。	175
②工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項		
③環境・安全対策等、社会的要請に関する事項		
④将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項		

【解説】

技術提案の評価項目、評価基準は工事内容により異なります。また、地球温暖化防止対策（CO₂排出量削減等）における評価項目については必須項目ですが、評価内容及び評価基準は当該工事内容を考慮し、適宜設定することとしていますので、必ず入札公告の内容を確認してください。

評価点の得られた評価項目における評価細目について、提案書に記載された履行確認が必要となります。例えば、「評価項目3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項」における「評価細目3-0. 地球温暖化防止対策（CO₂排出量削減等）」について、得点が得られた場合は、評価細目3-0内に記載した提案事項全てについて履行確認をする必要がありますので注意してください。

評価された評価項目における評価細目について、提案事項の詳細な履行確認方法を様式第4-1号に記入し、工事着手時の施工計画書に差し込んでください。（様式第4-1号を施工計画書の一部として利用します。）

評価された評価項目における評価細目に記載した提案事項の状況写真を必ず撮影し、様式第4-2号にて竣工時に提出してください。また、写真以外の履行確認方法を提案した場合は、その履行報告資料も竣工時に提出してください。

(2) 施工計画

施工計画は、「施工計画型」総合評価方式において、提案を求める項目です。
当該工事において提案を求める事項について、共通仕様書等に記載されている取組み内容の具体的な提案を評価するものです。

① 本体構造物等の品質管理方法の適切性

評価細目	評価基準	配点
主要機材の品質管理対策(管路)	要求事項について全てに有効な提案あり	20
施工の品質管理対策(管路)	” 有効な提案あり	10
設備の品質管理対策	上記以外	0
無筋コンクリートの品質管理対策		
鉄筋コンクリートの品質管理対策		
建築構造体等の品質管理対策		

② 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性

評価細目	評価基準	配点
安全巡視	要求事項について全てに有効な提案あり	20
工事区域の立入防止施設	〃 有効な提案あり	10
監視員・誘導員	上記以外	0
交通対策（車道路面維持、歩行者対策、路面汚損防止、清掃対策）		

③ 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性

評価細目	評価基準	配点
騒音振動対策	要求事項について全てに有効な提案あり	20
水質汚濁対策	〃 有効な提案あり	10
粉塵対策	上記以外	0
交通規制対策		
※地球温暖化防止対策（CO ₂ 排出量削減） （※の評価基準等は下記のとおり）		

※上記評価細目「地球温暖化防止対策（CO₂排出量削減）」についての評価基準等は下記のとおりです。手引70ページに概要資料がありますので、参考にしてください。

評価内容	評価基準	配点
セメントにかかるCO ₂ 排出量削減の取組	CO ₂ 排出量の根拠が明確であり、CO ₂ 排出量がデフォルト値以下	1
	上記以外	0
骨材及び生コンクリートにかかるCO ₂ 排出量削減の取組	CO ₂ 排出量の根拠が明確であり、CO ₂ 排出量がデフォルト値以下	4
	上記以外	0

【解説】

施工計画の評価細目、評価基準は工事内容により異なります。また、地球温暖化防止対策（CO₂排出量削減）における評価細目については、当該工事内容を考慮した上で設定の有無を決定しますので、必ず入札公告の内容を確認してください。

評価点の得られた評価項目について、提案書に記載された履行確認が必要となります。例えば、「評価項目1. 本体構造物等の品質管理方法の適切性」における提案事項①、②のいずれか一方が評価された場合は、評価項目1の得点は10点となり、評価項目1は評価が得られた項目となるため、提案事項①、②の両方とも履行確認をする必要がありますので注意してください。

評価された評価項目における提案事項の詳細な履行確認方法を様式第4-1号に記入し、工事着手時の施工計画書に差し込んでください。（様式第4-1号を施工計画書の一部として利用します。）

評価された評価項目に記載した提案事項の状況写真を必ず撮影し、様式第4-2号にて竣工時に提出してください。また、写真以外の履行確認方法を提案した場合は、その履行報告資料も竣工時に提出してください。

(3) 企業の施工能力の評価

企業の施工能力として、過去の同業種工事の施工実績や、工事成績評定ポイント等について評価します。

なお、当該入札公告における入札参加資格要件が、「共同企業体」による要件である場合、企業の施工能力の各評価項目における評価は「共同企業体」の代表者の実績を評価することとしています。詳細は入札公告等で確認してください。

① 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績

評価基準	配点
CORINS 竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり	10
CORINS 竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり	5
CORINS 竣工登録同業種工事で0.5規模未満又は実績なし	0

【解説】

- 平成31年4月1日以降に完成し、入札公告日までにCORINSに竣工登録した元請工事を対象とします。
- 同業種工事の業種は、建設業法の29業種区分とします。
- 評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とします。
- 規模の評価は、発注工事の予定価格に対する、最終契約金額の割合で評価します。
- 共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者、又は、出資比率が20%以上の経常建設工事共同企業体の構成員に限り実績として認めます。共同企業体としての施工実績は出資比率に応じた金額にて評価します。
- 建設業許可番号、CORINS登録番号等は正確に記載してください。確認の出来ない場合は評価されません。

② 企業団発注の同業種工事の工事成績評定ポイントの平均点

評価基準	配点
82点以上	35
81点以上82点未満	33
80点以上81点未満	30
79点以上80点未満	27
78点以上79点未満	24
77点以上78点未満	21
76点以上77点未満	18
75点以上76点未満	15
74点以上75点未満	12
73点以上74点未満	9
72点以上73点未満	6
71点以上72点未満	3
71点未満又は企業団発注工事の成績評定ポイントなし	0

【解説】

- 令和2年1月1日から令和5年12月31日までに完成した企業団発注の同業種工事における工事成績評定ポイントの平均点を評価します。

- ・企業団発注工事とは、当初契約日が平成30年4月1日以降である企業団が所管する建設工事とします。
- ・同業種工事の業種は、建設業法の29業種区分とします。
- ・上記期間の工事成績評定点の件数が1件の場合、71点を加算し2で除して得た点数を平均点として評価します。

③ 受注能力

評 価 基 準	配点
0	20
0 超 0.3 未満	16
0.3 以上 0.6 未満	12
0.6 以上 0.9 未満	8
0.9 以上 1 未満	4
1 以上	0

【解説】

- ・企業団発注工事の同業種工事における、過去4年度間の工事受注年平均額に対する本年度受注工事額の割合を評価します（金額はすべて当初契約金額で算定します）。共同企業体の場合は、出資比率に応じて算定します。
ただし、本年度受注工事額から、夜間等に緊急対応を行う維持修繕工事（管路等維持修繕に関する緊急対応工事）の受注実績は控除します。
- ・過去4年度間とは、当初契約日が令和2年4月1日から令和6年3月31日までとします。
- ・本年度受注工事額は、令和6年4月1日から開札日前日までに当初契約した工事を対象とします。
- ・企業団発注工事とは、当初契約日が平成30年4月1日以降である企業団が所管する建設工事とします。
- ・同業種工事の業種は、建設業法の29業種区分とします。
- ・企業団発注工事の同業種工事における、過去4年度間の工事受注年平均額が「基準受注額」を下回る場合は、受注能力は、「基準受注額」に対する本年度受注工事額の割合として評価します。ここでいう「基準受注額」とは、「過去4年度間の同業種・ランク毎の1業者あたり年平均受注額」（入札参加資格者のランクが重複する場合、重複するランク全てで算定）を基に設定します。

④ 直近の企業団発注工事の工事成績評定点

評 価 基 準	配点
過去6ヶ月以内の完成工事で65点未満なし	0
過去6ヶ月以内の完成工事で65点未満あり	-10

【解説】

- ・企業団発注工事とは、当初契約日が平成30年4月1日以降である企業団が所管する建設工事とします。
- ・開札日から6ヶ月以内の工事成績表定点を対象とします。
- ・企業団発注工事の成績評定点のない場合は、「65点未満なし」とします。

⑤ 機械・運搬具の保有残高（減価償却後の金額）

評 価 基 準	配点
機械・運搬具の残存価格が2,000万円以上	10
機械・運搬具の残存価格が1,000万円以上2,000万円未満	5
機械・運搬具の残存価格が1,000万円未満	0

【解説】

- ・緊急時における機動的な対応に必要となる建設機械等の保有状況として、機械・運搬具の残存価格を評価します。
- ・令和6年度香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載された内容により評価します。（総合点数算定要領に基づき、香川県内に主たる営業所があるものに限る。）

（4）配置予定技術者の評価

配置予定技術者について、取得資格や過去の同業種工事の施工実績等について評価します。

配置予定技術者を複数人記載している場合は、3項目の評価の合計点の最も低い者で評価します。

なお、入札参加資格確認資料に記載された配置予定技術者と同一でない場合、配置予定技術者名の記載のない場合は評価されませんので、注意してください。

① 配置予定技術者の資格

評 価 基 準	配点
指定資格取得後5年以上	5
指定資格取得後5年未満	3
指定資格取得なし	0

【解説】

- ・指定資格とは、対象資格表のうち、発注者の示した建設工事の種類に対応する資格とします。
- ・開札日からの5年で判断します。
- ・当該資格の合格証明書又は登録証等の写しの添付の無い場合は評価されません。（監理技術者資格者証の写しは評価されません。）

別表1 対象資格表

建設工事の種類	建設業の許可業種	対象資格	備考
土木一式工事	土木工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理(建設) ・技術士 農業「農業土木」、総合技術監理(農業「農業土木」) ・技術士 水産「水産土木」、総合技術監理(水産「水産土木」) ・技術士 森林「森林土木」、総合技術監理(森林「森林土木」) 	合格証明書 合格証明書 登録証 登録等証明書 登録等証明書 登録等証明書
建築一式工事 大工工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 内装仕上工事	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建築施工管理技士 ・1級建築士 	合格証明書 免許証
左官工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 熱絶縁工事 建具工事	左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建築施工管理技士 	合格証明書
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理(建設) ・技術士 農業「農業土木」、総合技術監理(農業「農業土木」) ・技術士 水産「水産土木」、総合技術監理(水産「水産土木」) ・技術士 森林「森林土木」、総合技術監理(森林「森林土木」) 	合格証明書 合格証明書 合格証明書 登録証 登録等証明書 登録等証明書 登録等証明書
石工事 塗装工事	石工事業 塗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士 	合格証明書 合格証明書
電気工事	電気工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級電気工事施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理(建設) ・技術士 電気電子、総合技術監理(電気電子) 	合格証明書 登録証 登録証
管工事	管工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級管工事施工管理技士 ・技術士 機械「流体工学」又は「熱工学」、 総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」) ・技術士 上下水道、総合技術監理(上下水道) ・技術士 衛生工学、総合技術監理(衛生工学) 	合格証明書 登録等証明書 登録証 登録証
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 建設「鋼構造及びコンクリート」、 総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」) 	合格証明書 合格証明書 免許証 登録等証明書
舗装工事	舗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理(建設) 	合格証明書 合格証明書 登録証
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級土木施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理(建設) ・技術士 水産「水産土木」、総合技術監理(水産「水産土木」) 	合格証明書 登録証 登録等証明書
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士 機械、総合技術監理(機械) 	登録証
電気通信工事	電気通信工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級電気通信工事施工管理技士 ・技術士 電気電子、総合技術監理(電気電子) 	合格証明書 登録証
造園工事	造園工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級造園施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理(建設) ・技術士 森林「林業」又は「森林土木」、 総合技術監理(森林「林業」又は「森林土木」) 	合格証明書 登録証 登録等証明書
さく井工事	さく井工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士 上下水道「上水道及び工業用水道」、 総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」) 	登録等証明書
水道施設工事	水道施設工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級土木施工管理技士 ・技術士 上下水道、総合技術監理(上下水道) ・技術士 衛生工学「水質管理」又は「廃棄物管理」、 総合技術監理(衛生工学「水質管理」又は「廃棄物管理」) 	合格証明書 登録証 登録等証明書
清掃施設工事	清掃施設工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士 衛生工学「廃棄物管理」、総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」) 	登録等証明書
解体工事	解体工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理(建設) 	合格証明書 合格証明書 登録証

② 過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工経験

評 価 基 準	配点
CORINS 竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり	10
CORINS 竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり	5
CORINS 竣工登録同業種工事で0.5規模未満又は実績なし	0

【解説】

- 平成31年4月1日以降に完成し、入札公告日までにCORINSに竣工登録した元請工事を対象とします。
- 同業種工事の業種は、建設業法の29業種区分とします。
- 評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とします。
- 主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工実績を対象とします。
- 現場代理人（有資格者）の場合は、現場代理人評価対象資格表のうち発注者の示した建設工事の種類に対応する資格を従事期間の全てにおいて有していた場合に評価の対象とします。
- 従事期間は、工期の2/3以上従事しているものを対象とします。
（ただし、工期に専任を要しない期間を含む場合は、専任を義務付けられた期間の2/3以上従事しているものも評価の対象とします。）
- 規模の評価は、発注工事の予定価格に対する、最終契約金額の割合で評価します。
- 共同企業体としての施工経験は出資比率に応じた金額にて評価します。
（特定建設工事共同企業体の代表者でない場合、出資比率が20%未満の経常建設工事共同企業体の構成員の場合についても、評価の対象とします。）
- 技術者個人の施工実績の評価のため、現在の会社以外での施工実績も対象とします。
- 建設業許可番号、CORINS登録番号等は正確に記載してください。確認の出来ない場合は評価されません。
- 現場代理人（有資格者）の場合は、従事期間において、現場代理人評価対象資格表のうち発注者の示した建設工事の種類に対応する資格を有していたことが確認できる当該資格の合格証明書又は登録証等の写しの添付の無い場合は評価されません。

別表2

現場代理人評価対象資格表

資格区分		建設業の種類													備考																		
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	しゅ	板	方	塗	防	内	機	絶	通	井	水	消	溝	解					
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工技士	○					○						○																合格証明書				
	2級建設機械施工技士（第一種～第六種）	○					○						○																合格証明書				
	1級土木施工管理技士	○					○						○																○	合格証明書			
	2級土木施工管理技士	○					○						○																○	合格証明書			
	種別 鋼構造物塗装																													合格証明書			
	種別 薬液注入																														合格証明書		
	1級建築施工管理技士		○	○	○	○	○	○	○					○																○	合格証明書		
	種別 建築		○																												○	合格証明書	
	種別 躯体		○																												○	合格証明書	
	種別 仕上げ		○	○	○	○	○	○	○																						○	合格証明書	
	1級電気工事施工管理技士								○																						合格証明書		
	2級電気工事施工管理技士								○																						合格証明書		
	1級管工事施工管理技士									○																					合格証明書		
	2級管工事施工管理技士									○																					合格証明書		
	1級電気通信工事施工管理技士										○																				合格証明書		
2級電気通信工事施工管理技士											○																			合格証明書			
1級造園施工管理技士																														合格証明書			
2級造園施工管理技士																														合格証明書			
建築士法 「建築士試験」	1級建築士		○	○																											免許証		
	2級建築士		○	○																											免許証		
	木造建築士																														免許証		
技術士法 「技術士試験」	(部門) (選択科目)																																
	建設・総合技術監理（建設）		○																													登録証	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		○																													登録等証明書	
	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		○																													登録等証明書	
	電気電子・総合技術監理（電気電子）																															登録証	
	機械・総合技術監理（機械）																															登録証	
	機械「流体工学」または「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」または「熱工学」）																																登録等証明書
	上下水道・総合技術監理（上下水道）																																登録証
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）																																登録等証明書
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）																																登録等証明書
	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																																登録等証明書
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）																																登録等証明書
	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																																登録証
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																																登録等証明書
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																																登録等証明書

③ 過去5年間における継続教育（CPD）の取組状況

評価基準	配点
取得単位50ユニット以上	10
取得単位25ユニット以上50ユニット未満	5
取得単位25ユニット未満	0

【解説】

- ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)土木学会、(公社)日本建築士会連合会、建築CPD運営会議が認定する5年間もしくは6年間の単位数を対象とします。
- ・上記連合会等の証明書の写しの添付のない場合は評価されません。
- ・過去5年間もしくは6年間とは、証明書に記載された5年間もしくは6年間の証明期間の最終日が、開札日から1年以内のものを対象とします。

・企業評価型（若年・女性技術者育成型）の場合

配置予定技術者について、若年技術者や女性技術者の配置を評価します。

配置予定技術者を複数人記載している場合は、点数の最も低い者で評価します。

なお、入札参加資格確認資料に記載された配置予定技術者と同一でない場合、配置予定技術者名の記載のない場合は評価されませんので、注意してください。

④ 若年技術者（35歳未満）・女性技術者の配置

評価基準	配点
若年技術者（35歳未満）又は女性技術者の配置	10
上記以外	0

【解説】

- ・若年技術者については、入札公告日時点の年齢で評価します。
- ・若年技術者を配置する場合は、土木施工管理技士などの国家資格合格証明書等の生年月日を記載したものの写しを添付すること。また、女性技術者を配置する場合は、健康保険証、パスポート等の性別を記載したものの写しを添付すること。添付のない場合は評価されません。

(5) 社会性・地理的条件の評価

地域精通度やISOマネジメントシステムの取組等について評価します。

なお、当該入札公告における入札参加資格要件が、「共同企業体」による要件である場合、社会性・地理的条件の各評価項目における評価は「共同企業体」の代表者の実績を評価することとしています。詳細は入札公告等で確認してください。

① 地域精通度（営業拠点）

評 価 基 準					配点
県内本社評価	県内評価	管内評価① (地域設定無)	管内評価② (地域設定有)	地域内評価	
県内に建設業法上の主たる営業所あり	県内に建設業法上の営業所あり	〇〇ブロック統括センター管内に建設業法上の主たる営業所あり	〇〇市(町)内に建設業法上の主たる営業所あり	〇〇市(町)内に建設業法上の主たる営業所あり	40
県内に建設業法上の営業所あり	—	—	〇〇ブロック統括センター管内に建設業法上の主たる営業所あり	—	20
県内に建設業法上の営業所なし	県内に建設業法上の営業所なし	〇〇ブロック統括センター管内に建設業法上の主たる営業所なし	〇〇ブロック統括センター管内に建設業法上の主たる営業所なし	〇〇市(町)内に建設業法上の主たる営業所なし	0

【解説】

- ・5種類のうち、どの評価で行うかは入札公告等でお知らせします。
- ・令和6年度香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載された所在地により評価します。

② 地域精通度（近隣での施工実績）

評 価 基 準	配点
過去5年度間及び今年度完成のCORINS登録同業種工事で〇〇ブロック統括センター管内の実績あり	5
実績なし	0

【解説】

- ・平成31年4月1日以降に完成し、入札公告日までにCORINSに竣工登録した元請工事を対象とします。
(ただし、簡易CORINSに登録した元請工事(2,500万円未満の工事)であって、竣工登録をしていないものも、受注登録等をした元請工事であれば評価の対象とします。)
- ・同業種工事の業種は、建設業法の29業種区分とします。
- ・評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とします。
- ・上記の発注機関のものであれば、当該ブロック統括センター発注の工事でない場合についても評価の対象とします。規模は問いません。
- ・市町合併のあった場合については、施工実績箇所が、現在のブロック統括センター管内かどうかで判断します。
- ・建設業許可番号、CORINS登録番号等は正確に記載してください。確認の出来ない場合は評価されません。

③ ISOマネジメントシステムの取組

評 価 基 準	配点
ISO9001及びISO14001を取得	5
ISO9001又はISO14001を取得	3
取得なし	0

【解説】

- 品質マネジメントシステムのISO9001、環境マネジメントシステムのISO14001を取得している場合に評価します。
- 令和6年度香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載された内容により評価します。

④ 労働災害防止及び交通事故防止等への取組

評 価 細 目
建設業労働災害防止協会香川支部へ加入している
過去1年度間に死亡事故及び労働基準監督署からの是正勧告等がなく、かつ墜落事故等防止の取組をしている
交通事故防止の取組をしている

評 価 基 準	配点
評価細目全てについて取組あり	15
評価細目のうち、2つの項目について取組あり	10
評価細目のうち、1つの項目について取組あり	5
上記以外	0

【解説】

- 各種技能講習や工事現場の安全パトロールなどを実施している建設業労働災害防止協会香川支部への今年度の加入状況や、墜落事故等防止及び交通事故防止に関する計画作成の取組について評価します。
- 建設業労働災害防止協会香川支部へ今年度加入していることを証明する書類の写しの添付は不要とします。
- 墜落事故等防止の取組として、提出を求める「墜落事故等防止取組計画」の添付のない場合は評価されません。
- 交通事故防止の取組として、提出を求める「交通事故防止取組計画」の添付のない場合は評価されません。
- 「墜落事故等防止取組計画」及び「交通事故防止計画」についての記載例は、手引75及び76ページにありますので参考にしてください。
- 墜落事故等防止及び交通事故防止における取組について加点評価された場合は、契約後、提出された取組計画に基づく取組内容を施工計画書に反映する必要があります。（様式第4-3-1、4-3-2号の実施計画書（様式は手引52及び55ページを、また記載要領等は手引78及び82ページを参照）の作成が必要となります。）また竣工時には、工事写真等実施状況が確認できる書類（様式第4-4-1、4-4-2号の履行確認表（様式は手引57及び60ページを、記載要領等は手引88及び92ページを参照）の作成が必要となります。）で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うこととなります。また、当該工事において、死亡事故等が発生した場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において減点対象となる場合があります。

⑤ 災害時の活動体制

・金額3千万円（税込）以上の土木一式工事の場合

評価基準	配点
加入している団体等が企業団と個別公告で指定されている災害協定を締結し、かつ香川県建設業BCP認定を取得している	20
次の①②のいずれかに該当している ①加入している団体等が企業団と災害協定を締結し、かつ香川県建設業BCP認定を取得している ②加入している団体等が企業団と個別公告で指定されている災害協定を締結し、かつ災害時に応急活動できる体制あり	15
次の①②③のいずれかに該当している ①加入している団体等が企業団と災害協定を締結し、かつ災害時に応急活動できる体制あり ②香川県建設業BCP認定を取得している ③加入している団体等が企業団と個別公告で指定されている災害協定を締結している	10
加入している団体等が企業団と災害協定を締結している又は災害時に応急活動できる体制あり	5
上記以外	0

・上記以外の工事の場合

評価基準	配点
加入している団体等が企業団と個別公告で指定されている災害協定を締結し、かつ災害時に応急活動できる体制あり（個別公告で災害協定を指定しない場合は、15点の評価基準を設定しない。）	15
次の①②のいずれかに該当している ①加入している団体等が企業団と災害協定を締結し、かつ災害時に応急活動できる体制あり ②加入している団体等が企業団と個別公告で指定されている災害協定を締結している（個別公告で災害協定を指定しない場合は、 <u>下線部</u> を設定しない。）	10
加入している団体等が企業団と災害協定を締結している又は災害時に応急活動できる体制あり	5
上記以外	0

【解説】

- ・企業団との災害協定の締結、香川県建設業BCP認定の取得及び災害時に応急活動ができる体制が整っていることを評価します。
- ・3千万円以上の土木一式工事の場合、香川県建設業BCP認定を取得していれば、災害時に応急活動できる体制が整っていることを示す書類の提出は不要です。
- ・香川県建設業BCP認定の取得については、入札公告日時点で評価します。
- ・加入している団体等が企業団と災害協定を結んでいる場合は、団体等に今年度加入していることを証明する書類の写しを添付してください。写しの添付のない場合は評価されません。
（ただし、加入している団体が「（一社）香川県建設業協会」及び「香川県管工事業協同組合連合会」の場合は、今年度所属していることを証明する書類の写しの添付は不要とします。）
- ・災害時に応急活動できる体制として、「緊急時の社内の連絡体制表」及び「自社で保有している資機材等の一覧表」の添付のある場合を評価の対象とします。「人員」「機材」「資材」の3つの資源については必ず記載することとし、いずれかでも記載がない場合は評価されません。なお、「緊急時の社内の連絡体制表」及び「自社で保有している資機材等の一覧表」については、様式は任意ですが、手引77ページ

ージに記載例がありますので参考にしてください。（「緊急時の社内の連絡体制表」が指揮命令系統的なものではなく、単なる一覧表的なものについては、命令系統が判断できないため、評価対象としません。また、「機材」「資材」について、保有場所が記載されていない場合、記載されていても保有場所が特定できない場合、保有場所が遠方であり災害等緊急時に使用できない可能性があると考えられる場合、記載された機材・資材が軽微なものであり、災害時の応急活動が困難と考えられる場合は評価されない場合がありますので注意してください。）

⑥ 従業員数

評 価 基 準	配点
40名以上	10
30名以上40名未満	9
20名以上30名未満	8
15名以上20名未満	7
11名以上15名未満	6
8名以上11名未満	5
6名以上8名未満	4
4名以上6名未満	3
3名	2
2名	1
1名以下	0

【解説】

- ・経営事項審査基準日における常勤雇用者のうち、建設業に携わっている者の人数を評価します。
- ・令和6年度香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加資格者名簿に記載された内容により評価します。（総合点数算定要領に基づき、香川県内に主たる営業所があるものに限る。）

⑦ 建設機械の台数

評 価 基 準	配点
15台以上	10
13台以上15台未満	9
11台以上13台未満	8
9台以上11台未満	7
7台以上9台未満	6
5台以上7台未満	5
4台	4
3台	3
2台	2
1台	1
1台未満	0

【解説】

- ・地域防災への備えの観点から災害時に使用される代表的な建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル等）の保有台数及び長期リース契約（経営事項審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間）台数を評価します。

- 令和6年度香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載された内容により評価します。(総合点数算定要領に基づき、香川県内に主たる営業所があるものに限る。)

⑧ 下請けの県内業者の活用

評価基準	配点
全ての一次下請業者が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する	5
上記以外	0

【解説】

- 元請業者(落札者)が建設業法第2条第4項に規定する下請負契約において、県内に建設業法上の主たる営業所を有する業者(以下「県内業者」という。)と一次下請負契約を締結することを評価します。
- 県内業者である元請業者が、下請業者を使用せず全て自社で施工する場合は加点評価とします。
- 二次下請け以降は評価対象としません。
- 評価対象は、建設工事の請負契約における一次下請業者であり、測量、警備、資材納入、運搬等の契約業者は評価対象としません。
- 一次下請業者のうち一社でも県内業者でない者がある場合は、評価されません。
- 加点評価された場合は、履行確認が必要となるため、工事契約締結後から工事竣工までの期間において、下請通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請業者との契約書(注文書、請書及び基本契約書等)及び現場監督業務等の中での履行確認を行うとともに、竣工時に様式第4-5号の履行確認表(様式は手引62ページを、記載要領等は手引99ページを参照)の提出が必要となります。
- 設計変更により、追加施工することとなった工種が、県外業者でなければ施工できない場合には、工事打合せ簿等により、ペナルティの対象外とすることができます。

⑨ 低入札に対する評価

評価基準	配点
実績なし	0
本工事における入札において、低入札価格調査基準価格を下回る応札あり	-90
過去180日以内に低入札価格調査基準価格を下回る応札実績あり(応札回数により点数は累積される)	-90~

【解説】

- 低入札に対する評価は下記の2点について評価します。
 - ①本工事における入札で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績を評価します。
 - ※落札候補者とならなかった場合や、失格(技術提案書の不備等)・無効(入札参加資格が無い等)となった場合であっても評価対象となります。
 - ②過去の企業団発注工事において、低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績を評価します。(ここでいう「過去の企業団発注工事」とは、本工事における入札の開札日前180日以内に、応札〔各工事の入札の開札日をもって応札のあった日とみなします。〕があった企業団が所管する建設工事をいいます。)
 - ※低入札応札実績に伴う点数は応札回数により累積されます。
 - 例えば、ある工事で低入札による応札をした場合、その工事の開札日の翌日から起算して180日間は-90点となり、その間(180日以内)に別の工事で再度低入札による応札をした場合は、-90点×2回=-180点となります。

- ・本工事における入札において、共同企業体として低入札による応札を行った場合は、その構成員である全業者に対して、低入札による応札の実績として評価し、構成員である全業者は過去180日以内に低入札の応札実績ありとして評価します。
- ・共同企業体として入札に参加した場合、低入札の応札実績の有無の評価は、本工事における共同企業体の代表者の実績で評価します。

9. 技術提案書

(1) 技術提案書の提出

入札参加者は、入札に際して本工事に対する技術提案書（様式第1、2、3-1、3-2、3-3号）を添付して提出してください。

提出を求める技術提案書は、総合評価の方式により下記のとおり異なりますので注意してください。

技術提案書は1つのエクセル形式のファイル内で複数に分かれています。見落としの無いよう注意してください。なお、「社会性・地理的条件」における評価項目「労働災害防止及び交通事故防止等への取組」（技術提案書様式第3-2号）についての評価確認のために提出を求める各取組計画については、ワード形式のファイルとなっていますので、入札の際に忘れずに添付して提出してください。（以下の説明文内では、ワード形式のファイルについての記載はしませんが、様式第3-2号の評価資料の一部として取り扱います。）

- ① 技術提案型：様式第1号（「誓約書」様式。）
 様式第2号（「技術提案」様式。提案を求める細目数のシートに分かれています。）
 様式第3-1号（「企業の施工能力、配置予定技術者、社会性・地理的条件」様式。）
 様式第3-3号（「社会性・地理的条件」様式。）
- ② 施工計画型：様式第1号（「誓約書」様式。）
 様式第2号（「施工計画」様式。提案を求める項目数のシートに分かれています。）
 様式第3-1号（「企業の施工能力、配置予定技術者、社会性・地理的条件」様式。）
 様式第3-2号（「社会性・地理的条件」様式。）
 様式第3-3号（「社会性・地理的条件」様式。）
- ③ 実績評価型：様式第1号（「誓約書」様式。）
 様式第3-1号（「企業の施工能力、配置予定技術者、社会性・地理的条件」様式。）
 様式第3-2号（「社会性・地理的条件」様式。）
- ④ 企業評価型：様式第1号（「誓約書」様式。）
 様式第3-1号（「若年・女性技術者評価型」の「配置予定技術者」様式。）
 様式第3-2号（「社会性・地理的条件」様式。）

(2) 技術提案書の書式

技術提案書は、入札公告等に添付されたエクセル形式のファイルで提出してください。PDF形式等には変換しないでください。

事前に様式が必要な場合は、企業団のホームページ（「事業者の方へ」→「入札・契約」→「各種様式ダウンロード」）からダウンロードできます。

ただし、工事案件毎に要求内容が異なりますので、入札公告等の内容を必ず確認してください。

① 様式第1号

宛名は、本部執行にあつては、企業長名、センター執行にあつてはセンター所長名とします。

なお、紙による添付資料を持参する場合、日付は持参日を記入してください。

② 様式第2号

工事名は、入札公告等に記載している工事名を記入してください。（省略しないでください。）

なお、提案企業名については、(株)、(有)等の使用は可とします。

提案事項の記載にあたっては、評価内容をよく読んで記載してください。

評価された提案内容については、履行確認の必要がありますので、それを見越したうえでの提案を行ってください。

③ 様式第3-1号

工事名、提案企業名については、様式第2号と同様に記載してください。

施工実績等の提案にあたっては、作成上の注意をよく読んで記載してください。

（作成上の注意は、様式第3-1号とは別のシートに記載していますので、見落としの無いよう注意してください。）

評価された「配置予定技術者」については、履行確認の必要がありますので、それを見越したうえでの提案を行ってください。

④ 様式第3-2号

工事名、提案企業名については、様式第2号と同様に記載してください。

提案事項の記載にあたっては、内容をよく読んで記載してください。

なお、評価確認のための資料の添付も忘れないようにしてください。

また、評価された「労働災害防止及び交通事故防止等への取組」における「墜落事故等防止取組計画」及び「交通事故防止取組計画」については、履行確認の必要がありますので、それを見越したうえでの提案を行ってください。

⑤ 様式第3-3号

工事名、提案企業名については、様式第2号と同様に記載してください。

提案事項の記載にあたっては、内容をよく読んで記載してください。

評価された「下請けの県内業者の活用」については、履行確認の必要がありますので、それを見越したうえでの提案を行ってください。

(3) 技術提案書の不備による失格

技術提案書は、当該工事に対する各企業の意欲を表すものです。
提出が無い場合や不備のある場合は失格になりますので注意してください。

① 提出書類の不足による失格

- ・提出が必要な様式1～3-3号の一部、あるいは全ての提出が無い場合

② 様式第1号の内容の不備による失格

- ・日付の記載が無い場合（紙による添付資料を持参する場合）
- ・企業名の記載が無い場合
- ・全く別の工事名が記載されている場合
- ・様式の指定文を変更した場合（例：文章の一部を削除する等）
- ・その他、様式の記載に不備がある場合

③ 様式第2号の内容の不備による失格

- ・施工計画型において、施工計画の評価項目の半数以上で「－5点」の評価の場合

（各項目内の提案事項①及び②のうち、いずれか一方でも提案が無い場合は、その項目の評価は「－5点」の評価となります。）

【解説】

- ・電子入札では送信のあった企業は特定できますが、様式第1号は誓約書であることから、企業名の記載が無い場合や全く別の工事名を記載している場合、誓約書の文面を変更した場合も失格とします。同様の理由から、その他、様式の記載に不備がある場合も失格とします。
- ・紙による添付資料を持参する場合で、様式第1号に日付の記載が無かったり、持参日以外の日付を記入している場合も失格とします。電子入札における技術提案書の日付は、電子入札システムに記録された入札日を採用するため、記入の必要はありません。
- ・様式第2号において提案の少ない場合については、当該工事に対する意欲の無い企業として失格とします。
- ・「地球温暖化防止対策（CO₂排出量削減）」の技術提案については、特に具体的な提案を求めるものとしているため、施工計画型において提案が無い場合は「0点」の評価となります。

(4) 様式第2号記載上の注意事項等

各記載欄への記載は、それぞれ1提案（1内容）としてください。2提案（2内容）以上記載した場合は、「0点」の評価とします。（ただし、入札公告内の添付資料において、発注者から複数提案の指示がある場合は、その指示に従ってください。）

提案事項は提案者の自主的な取り組みであることから、原則として設計変更の対象とはなりません。多大な費用を要する過度な内容の提案を求めるものではありません。

○提案事項の欄に記載する内容

①提案工法等の目的

- ・発注者が求める評価内容に合致した目的である必要があります。
- ・発注者が求める評価内容は、案件ごとに工事内容、現場条件、周辺状況等により異なります。当該工事における重要なポイントを把握して提案してください。

②対策内容

- ・具体的に使用する資機材、工法等を記載してください。あいまいな表現の提案は、履行確認が困難なため評価されません。例えば、「原則として」、「…するよう努める。」、「必要に応じて…」、「…の場合は」、「○○等を実施する。」など。
- ・共通仕様書等で定められた規格等は遵守してください。
- ・設計図書で実施することが義務付けられている対策等は評価されません。

③対策を実施した場合の具体的な効果

- ・提案した工法、製品又は材料などの効果がNETIS、公的機関等で証明されていない場合は評価されません。

○履行確認方法の欄に記載する内容

④確認の手段（写真、試験成績表、測定結果等）及び報告する内容（提案工法での現地適用状況、騒音振動の低減効果等の数値目標値）

- ・施工段階において、工事監督員との協議や立会いが必要な事項の提案は評価されません。
- ・記載された履行確認方法により、提案事項②③の履行確認ができない場合は評価されません。
- ・数値目標がなくNETIS等で効果が証明されているものは提案工法等が施工現場で採用されていることを証明できる写真。

参考（このような提案は評価されません）

理由	提案内容	備考
②記載内容の間違い	・日平均気温が28度を超える場合 暑中コンクリートで施工	・管理すべき温度の間違い
②具体的な記載が無い	<ul style="list-style-type: none"> ・○○、△△等を実施する ・コンクリート打設後、湿潤状態を保つ ・鉄筋を現場で保管せず、倉庫で保管する ・第三者が現場に立ち入らないようにする ・立入防止柵を設置する ・チェックリスト項目を作成し点検する ・仮設計画に基づき車両進入表示を行う ・濁水を場外に出さない ・工事施工箇所周辺について重点的に安全巡視を実施する ・通行に支障の無い程度の注意喚起看板を設置する ・特に○○な場合は、△△を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「等」の内容が不明 ・湿潤状態を保つ具体的な対策の記載がない ・倉庫での保管方法が不明 ・立入防止施設の具体的な記述がない ・立入防止柵の構造が不明 ・チェックリスト項目が不明 ・仮設計画の内容が不明 ・具体的な対策内容の記載がない ・「周辺」の範囲が特定できない。 ・「支障の無い程度」の基準が不明確 ・「特に○○な場合」の条件・基準が不明確

②設計図書で義務付け	・通行規制時に交通誘導員を配置する	・提案した工種（工事内容）の交通誘導員の配置が、当初から設計図書で義務付けられている
③効果不明	・当社開発製品の「〇〇」を使用する	・NETIS、公的機関等で効果が証明されていない
④履行確認が困難	・県道からの進入路は20km以内で徐行する ・アイドリングストップを励行する	・写真や書類での確認が困難 ・ 〃
④監督員との協議事項	・JIS規格外の生コンクリートを使用する ・構造物の形式を変更する	・監督員との協議が必要 ・ 〃

10. 評価内容の担保

総合評価方式では、入札時に技術提案書を求め、各企業の提案内容等を評価することにより落札者を決定していることから、落札者の決定に反映された技術提案の内容が履行できなかつたと認められた場合には、工事成績の減点及び違約金を徴収します。

（1）工事成績の減点及び違約金徴収の対象について

技術提案書にて提案した以下の項目の、評価点の得られたものが対象となります。

- ① 様式第2号にて提案したもの全て。（技術提案型及び施工計画型において、「地球温暖化防止対策（CO₂排出量削減）」における評価項目を設定し、発注者が指定するCO₂排出量計算シート等の提案を求めた場合は、その提案内容も含む。）
- ② 様式第3-1号にて提案した、配置予定技術者の資格、主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての同業種工事の施工経験、継続教育（CPD）の取組状況の3項目の合計点。
- ③ 様式第3-1号（企業評価型（若年・女性技術者育成型））にて提案した、配置予定技術者の要件。
- ④ 様式第3-3号にて提案した、下請けの県内業者の活用。

【解説】

- ・技術提案型総合評価における技術提案（175点）、施工計画型総合評価における施工計画（65^{*1}点）、配置予定技術者の3項目の合計（25点）、企業評価型（若年・女性技術者育成型）総合評価における配置予定技術者（10点）、下請けの県内業者の活用（5点）を対象とします。
- ・契約変更等により、入札時に評価の得られた項目（又は細目）の履行が不可能となった場合については、工事成績の減点及び違約金徴収の対象となりません。
- ・配置予定技術者の変更については、真にやむを得ない理由（退職、病気等）以外認められません。ただし、上記理由等により交代が認められた場合において、入札時に評価された点数以上の技術者を配置できない場合は、工事成績の減点及び違約金徴収の対象となります。
なお、変更後の配置技術者の評価は、あくまでも当該工事の開札日を基準日として評価します。
- ・施工条件の変更、災害等、受注者の責に帰すことのできない事由により、入札時に評価の得られた項目（又は細目）の履行に影響が生じた場合は、現場の条件により、必要に応じてその取扱いを協議するものとします。

- ※1)：施工計画の配点合計は工事案件ごとに変更となる場合があるので、入札公告等で確認してください。
- ※2)：地球温暖化防止対策（CO₂排出量削減）の項目は工事案件ごとに設定しますので、入札公告等で確認してください。

（２）工事成績の減点

工事成績の減点値＝{ ((A-B) / A) × (該当項目の加算点 / 合計加算点) } × 10点
 A：入札時の技術提案の値
 B：施工後の実施に対する値
 （工事成績減点値は小数以下四捨五入した値）

（３）違約金の徴収

違 約 金 = C - C × ((D + E) / (D + F))
 C：当初契約金額
 D：標準点＝100点
 E：施工後の実施値における合計加算点
 F：当初入札時に記載した技術提案による合計加算点
 （違約金は、1円未満切捨て）

【計算例】

〈入札時〉

- ・総合評価の方式：施工計画型（水道施設工事）
- ・当初契約金額：158,580,000
- ・入札時の加算点：14.07点（190/270×20＝14.07）
 - 内訳・施工計画：60点（工事成績減点等の対象）
 - ・企業の施工能力：40点（対象外）
 - ・配置予定技術者：20点（工事成績減点等の対象）
 - ・社会性・地理的条件：70点（評価項目「下請けの県内業者の活用」は工事成績減点等の対象となるが、それ以外の評価項目は対象外）

〈施工後〉

（工事施工後の履行確認において、施工計画60点のうち1項目20点分について、履行がなされなかったと認められた場合。）

- ・施工後の加算点：12.59点（170/270×20＝12.59）
 - 内訳・施工計画：40点（工事成績減点等の対象）
 - ・企業の施工能力：40点（対象外）
 - ・配置予定技術者：20点（工事成績減点等の対象）
 - ・社会性・地理的条件：70点（評価項目「下請けの県内業者の活用」は工事成績減点等の対象となるが、それ以外の評価項目は対象外）

この場合の工事成績の減点値は

$$\begin{aligned} \text{工事成績の減点値} &= \{ (A-B) / A \} \times (\text{該当項目の加算点} / \text{合計加算点}) \times 10 \text{点} \\ &\quad A : \text{入札時の技術提案の値} \\ &\quad B : \text{施工後の実施に対する値} \\ &= \{ ((20-0) / 20) \times (20/190) \} \times 10 \\ &= 1 \text{ [整数止 (小数1位四捨五入)]} \end{aligned}$$

【解説】

- 計算式の前半部分 $((A-B) / A)$ は、各項目の履行状況を判定します。例えば施工計画の「無筋コンクリート（1項目 20点）」の提案の履行が出来なかったとしたら、 $((20-0) / 20) = 1$ になります。そして、項目毎に計算したものの合計が、工事成績の減点値となります。詳細な計算方法については、手引65ページの様式第7号（工事成績の減点値及び違約金通知書）を参考にしてください。

$$\begin{aligned} \text{違約金} &= C - C \times ((D+E) / (D+F)) \\ &\quad C : \text{当初契約金額} \\ &\quad D : \text{標準点} = 100 \text{点} \\ &\quad E : \text{施工後の実施値における合計加算点} \\ &\quad F : \text{当初入札時に記載した技術提案による合計加算点} \\ &= 158,580,000 - 158,580,000 \times \\ &\quad \quad \quad ((100+12.59) / (100+14.07)) \\ &= 2,057,494 \text{ [1円未満切捨て]} \end{aligned}$$

【解説】

- 技術提案書の評価と入札金額から落札者が決まっているので、違約金の計算は当初の契約金額で行います。変更で減額があっても当初契約金額での計算になります。
- なお、違約金の徴収が発生した場合、相殺通知書が届きますので、竣工検査に合格した場合は違約金を差し引いた額を請求することになります。

この例では、工事成績から1点減点され、竣工払いから約206万円減額した支払いになります。

11. 加算方式について【参考】

評価値の算出方法の基本的な考え方としては、加算方式と除算方式があり、企業団においては、評価値の算定は、原則、除算方式で行うこととしています。参考までに、加算方式における評価値等の考え方は以下のとおりです。

(1) 評価値の算定方法

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ &= [100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})] + \text{技術評価点} \end{aligned}$$

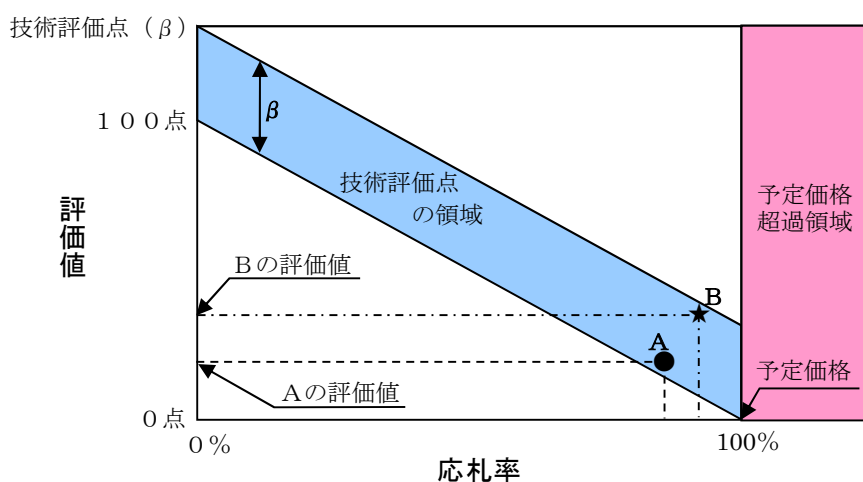
☆価格評価点：最高100点

入札において、予定価格と同じ金額で札を入れた場合は0点、あり得ないですが0円で札を入れた場合は100点になります。

☆技術評価点：標準30点（最高50点）

(2) 落札者の決定方法

評価値の最も高い者を落札者とします。



【解説】 上の図では、Aよりも応札価格の高いBが、技術評価点が高いことから評価値ではAを上回っていることを表しています。

技術評価点の満点は30点です。価格評価点で30点を取ろうと思えば、落札率が70%、予定価格の7割で札を入れる必要があります。つまり技術力が無い業者が満点の技術力を持つ業者を価格で逆転しようと思えば、予定価格の3割も低い札を入れなければならないとなります。

(3) 評価内容の担保

加算方式は、評価値の算定が除算方式と異なりますので、落札者の決定に反映された技術提案が履行できなかった場合には、工事成績の減点及び違約金については下記の式で算出します。

① 工事成績の減点

$$\text{工事成績の減点値} = \left\{ ((A - B) / A) \times \frac{\text{該当項目の技術評価点}}{\text{合計技術評価点}} \right\} \times 10 \text{点}$$

A：入札時の技術提案の値

B：施工後の実施に対する値

(工事成績減点値は小数以下四捨五入した値)

② 違約金の徴収

$$\text{違 約 金} = C / D \times (E - F)$$

C：当初契約金額

D：価格評価点満点 = 100点

E：当初入札時に記載した技術提案による合計技術評価点

F：施工後の実施値における合計技術評価点

(1円未満切捨て)

12. 学識経験者の意見の聴取

(1) 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の実施にあたっては、発注者の恣意的な判断を排除し、客観性を確保するため、学識経験者等で構成する委員会に諮問し、意見を聴くことにしています。

地方自治法施行令では、落札者を決定するときなど、あらかじめ学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされており、総合評価方式による入札の場合は、落札者決定までに日時を要します。

【参考】地方自治法施行令（平成20年3月1日施行）

第六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、（中略） 価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(2) 学識経験者委員会の非公開

総合評価方式の意見を聴取する学識経験者委員会については、広く外部から工学、経済学、法学などの専門家や経済界・行政経験者などに依頼しています。

委員会の諮問にあたっては、企業名については符号（例えばA社、B社・・・）にするなど個別の名称は特定できないようにしています。また、技術提案に関するものなど、企業の知的財産について議論することから、審議内容については非公開、委員名についても非公表にしています。

13. 苦情の処理

総合評価方式による入札及び契約の過程に際し、質問等がある場合は発注担当課の課長にお問い合わせください。

なお、さらに不服（再苦情）がある場合については、「香川県広域水道企業団入札監視委員会」の審議に付すことにしています。

14. 技術提案に関する秘密の保持

各企業から提出のあった技術提案は、提案自体が各企業の知的財産であることから、提案内容に関する事項が他者に知られることが無いよう、その取り扱いに十分注意します。

15. 評価結果の公表

入札及び契約手続きの透明性、公平性を確保するため、総合評価方式の評価項目及び評価基準、落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等でお知らせします。

なお、落札者の決定後、各業者の評価値等について、電子入札システムにて公表するとともに、第3号様式-1を閲覧に供することとしています。

(第3号様式-1及び評価点の内訳は、企業団本部で入札・契約を行った工事については本部財産契約課、企業団ブロック統括センター及び広域送水管理センターで入札・契約を行った工事については当該箇所にて閲覧。)

(1) 公表の内容

①手続き開始時期

入札公告、指名通知等で次の事項をお知らせします。

- ・総合評価方式の適用の旨
- ・評価項目及び評価基準
- ・落札者の決定方法
- ・技術提案が履行できなかった場合の措置

②落札者決定後

落札者を決定した場合、次の事項を公表します。

- ・業者名
 - ・各業者の入札価格
 - ・各業者の評価値
 - ・各業者の評価点
- (電子入札システムによる公表及び閲覧)

(閲覧 ※閲覧は、企業団本部で入札・契約を行った工事については本部財産契約課、企業団ブロック統括センター及び広域送水管理センターで入札・契約を行った工事については当該箇所にて閲覧。)

令和6年度 総合評価方式の評価項目の内容、評価基準及び配点

： 応募者からの技術提案によるもの

評価の観点	評価項目	評価項目	評価内容	企業 評価 項目		実績 評価	施工 計画	技術 提案	評価基準	企業 評価 項目		実績 評価	施工 計画	技術 提案	備考	
				男性・ 女性技 術者 割合	女性 技術 者 割合					男性・ 女性技 術者 割合	女性 技術 者 割合					
技術者	1. 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	工事内容に応じて、見積り内容を決定する	技術仕様書等に記載された事項に対する企業の実績について、総合的なコスト削減や品質向上の観点から、提案内容が評価される。	-	-	-	-	175	評価項目について、有効な提案あり	-	-	-	-	175		
	2. 工事目的物の品質確保に向けた施工内容に関する事項	品質、信頼、安全対策、社会的配慮等の観点から、総合的なコスト削減や品質向上の観点から、提案内容が評価される。	技術仕様書等に記載された事項に対する企業の実績について、総合的なコスト削減や品質向上の観点から、提案内容が評価される。	-	-	-	-	-	評価項目について、有効な提案あり	-	-	-	-	0		
	3. 環境・安全対策等、社会的配慮に関する事項	環境・安全対策等、社会的配慮等の観点から、総合的なコスト削減や品質向上の観点から、提案内容が評価される。	技術仕様書等に記載された事項に対する企業の実績について、総合的なコスト削減や品質向上の観点から、提案内容が評価される。	-	-	-	-	-	評価項目について、有効な提案あり	-	-	-	-	0		
	4. 将来に向けた品質確保に関する事項	将来に向けた品質確保に関する事項	技術仕様書等に記載された事項に対する企業の実績について、総合的なコスト削減や品質向上の観点から、提案内容が評価される。	-	-	-	-	-	評価項目について、有効な提案あり	-	-	-	-	0		
施工計画	5. 本種設備等の設置管理方法の適切性	主要材料の品質管理(検査)制度 施工の品質管理(検査)制度 設置の品質管理(検査)制度 保守管理の品質管理(検査)制度 保守管理の品質管理(検査)制度 保守管理の品質管理(検査)制度 保守管理の品質管理(検査)制度	本種設備等の設置管理方法に関する事項について、総合的なコスト削減や品質向上の観点から、提案内容が評価される。	-	-	-	-	20	評価項目について、1つの項目に有効な提案あり	-	-	-	-	10		
	6. 安全対策等に関する事項の適切性	安全対策等に関する事項の適切性	安全対策等に関する事項の適切性	-	-	-	-	20	評価項目について、1つの項目に有効な提案あり	-	-	-	-	10		
	7. 環境・安全対策等、社会的配慮に関する事項の適切性	環境・安全対策等、社会的配慮に関する事項の適切性	環境・安全対策等、社会的配慮に関する事項の適切性	-	-	-	-	20	評価項目について、1つの項目に有効な提案あり	-	-	-	-	10		
	8. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	20	評価項目について、1つの項目に有効な提案あり	-	-	-	-	10		
	9. 環境・安全対策等、社会的配慮に関する事項の適切性	環境・安全対策等、社会的配慮に関する事項の適切性	環境・安全対策等、社会的配慮に関する事項の適切性	-	-	-	-	20	評価項目について、1つの項目に有効な提案あり	-	-	-	-	10		
	10. 安全対策等に関する事項の適切性	安全対策等に関する事項の適切性	安全対策等に関する事項の適切性	-	-	-	-	20	評価項目について、1つの項目に有効な提案あり	-	-	-	-	10		
	11. 環境・安全対策等、社会的配慮に関する事項の適切性	環境・安全対策等、社会的配慮に関する事項の適切性	環境・安全対策等、社会的配慮に関する事項の適切性	-	-	-	-	20	評価項目について、1つの項目に有効な提案あり	-	-	-	-	10		
企業の 施工実績	12. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
	13. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
	14. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
	15. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
	16. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
	17. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
	18. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
	19. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
	20. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
	21. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
	22. 過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	過去の業績及び今年度実績に関する事項の適切性	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
	社会・ 協働的 評価	23. 建設機材の取組	建設機材の取組	建設機材の取組	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	10
24. 下請けの働き方改善		下請けの働き方改善	下請けの働き方改善	-	-	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	
25. 低入札に対する取組		低入札に対する取組	低入札に対する取組	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
26. 低入札に対する取組		低入札に対する取組	低入札に対する取組	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
27. 低入札に対する取組		低入札に対する取組	低入札に対する取組	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
28. 低入札に対する取組		低入札に対する取組	低入札に対する取組	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
29. 低入札に対する取組		低入札に対する取組	低入札に対する取組	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
30. 低入札に対する取組		低入札に対する取組	低入札に対する取組	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
31. 低入札に対する取組		低入札に対する取組	低入札に対する取組	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
32. 低入札に対する取組		低入札に対する取組	低入札に対する取組	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計点	3千円以上の土木一式工事 (香川県建設業COP認定取得済を含む)			165	175	205	275	350								
加算点	上記以外の工事			160	170	200	270	350								

※1 各項目の取組状況は、(少額取引を含む) 100万円未満のものに限る。当該項目の評価は「－5点」の評価となる。また、評価を行う項目の半数以上が「－5点」の評価となった場合は、当該項目は、除外となる。(ただし、地球環境対応(CO2削減)については、この限りではない。)

※2 社会・協働的評価は、建設業の発展に寄与する。

※3 企業評価項目は、当該評価が平成30年4月1日以後である企業にのみ適用される。ただし、「関係機の過去4年度間の工事受注年平均額」が「基本受注額」を下回る場合は、受注能力は、「関係機の本年度受注工事」を「基本受注額」に換算して評価する。

※4 工事関係者の外資比率は、71%未満の場合、71%未満を基準として評価する。

※5 受注能力は、「関係機の過去4年度間の工事受注年平均額」が「基本受注額」を下回る場合は、受注能力は、「関係機の本年度受注工事」を「基本受注額」に換算して評価する。

※6 低入札の働き方改善とは、低入札者に対する働き方改善の取組を指す。働き方改善とは、働き方改善に関する一次評価者による。

※7 評価対象となる入札は、企業評価工事の入札とする。

紙による添付資料を持参する場合は、持参日を記入して下さい。

令和 年 月 日

(電子入札システムにより提出する場合は日付記入不要)

香川県広域水道企業団企業長 ○ ○ ○ ○ 殿

本部執行の場合は企業長名、
センター執行の場合はセンター所長名となります。

入札者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

持参の
場合は
押印

(工 事 名) に係る技術提案書

(工 事 名) に関し、関係書類を添えて提案します。

なお、提案書類の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。

様式第1号は誓約書であり、
記載に不備が無いよう、
注意して作成して下さい

総合評価 技術提案書 (技術提案) [水道工事(企業団)]

工事名		
提案企業名		
評価項目	3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項	
評価細目	3-〇. 地球温暖化防止対策(CO ₂ 排出量削減等)について	
共通仕様書等		
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事において実施する、地球温暖化防止対策(CO₂排出量削減等)の取組みについて評価する。 ・提案項目数は、2項目(1項目1内容)以内とする。 ・有効な提案が2項目ある場合は〇点、有効な提案が1項目ある場合は〇点を加点する。 	評価欄
		点 / 点
提案事項	<p>当該工事における、地球温暖化防止対策(CO₂排出量削減等)について、具体的な取り組み内容を提案すること。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">「技術提案型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事案件ごとに異なりますので、入札公告で確認してください。</p>	
履行確認方法	<p>提案事項の履行確認方法を記載すること。</p>	
その他	<p>様式第2号における作成上の注意事項及び提案事項の履行確認については、別添のとおりとする。</p>	

技術提案書様式第2号（技術提案）における作成上の注意事項等

【注意事項】

提案にあたっては、着色部分に収まるよう記載すること。様式の変更は行わないこと。（様式第2号は、指定のある場合を除き、1細目あたり1枚とする。）

各記載欄への記載は、それぞれ1提案（1内容）としてください。2提案（2内容）以上記載した場合は、「0点」の評価とします。（ただし、入札公告内の添付資料において、発注者から複数提案の指示がある場合は、その指示に従ってください。）

提案事項は提案者の自主的な取り組みであることから、原則として設計変更の対象とはなりません。多大な費用を要する過度な内容の提案を求めるものではありません。

○提案事項の欄に記載する内容

①提案工法等の目的

- ・発注者が求める評価内容に合致した目的である必要があります。
- ・発注者が求める評価内容は、案件ごとに工事内容、現場条件、周辺状況等により異なります。当該工事における重要なポイントを把握して提案してください。

②対策内容

- ・具体的に使用する資機材、工法等を記載してください。あいまいな表現の提案は、履行確認が困難なため評価されません。例えば、「原則として」、「…するよう努める。」、「必要に応じて…」、「…の場合は」、「〇〇等を実施する。」など。
- ・共通仕様書等で定められた規格等は遵守してください。
- ・設計図書で実施することが義務付けられている対策等は評価されません。

③対策を実施した場合の具体的な効果

- ・提案した工法、製品又は材料などの効果がNETIS、公的機関等で証明されていない場合は評価されません。

○履行確認方法の欄に記載する内容

④確認の手段（写真、試験成績表、測定結果等）及び報告する内容（提案工法での現地適用状況、騒音振動の低減効果等の数値目標値）

- ・施工段階において、工事監督員との協議や立会いが必要な事項の提案は評価されません。
- ・記載された履行確認方法により、提案事項②③の履行確認ができない場合は評価されません。
- ・数値目標がなくNETIS等で効果が証明されているものは提案工法等が施工現場で採用されていることを証明できる写真。

【履行確認】

評価点の得られた評価項目における評価細目について、提案書に記載された履行確認が必要となります。例えば、「評価項目3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項」における「評価細目3-○. 地球温暖化防止対策（CO2排出量削減等）」について、得点が得られた場合は、評価細目3-○内に記載した提案事項全てについて履行確認をする必要がありますので注意してください。

評価された評価項目における評価細目について、提案事項の詳細な履行確認方法を様式第4-1号に記入し、工事着手時の施工計画書に差し込んでください。（様式第4-1号を施工計画書の一部として利用します。）

評価された評価項目における評価細目に記載した提案事項の状況写真を必ず撮影し、様式第4-2号にて竣工時に提出してください。また、写真以外の履行確認方法を提案した場合は、その履行報告資料も竣工時に提出してください。

様式第2号(施工計画)

総合評価 技術提案書 (施工計画) [水道工事(企業団)]

工事名		
提案企業名		
評価項目	1. 本体構造物等の品質管理方法の適切性	
共通仕様書等	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事共通仕様書 第1編 3-6-9 養生 ・土木工事共通仕様書 第1編 3-6-4 打設、第7編 1-8-4 コンクリート堰堤本土工 	
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物における、コンクリートの養生方法、吐出口と打込み面までの高さの管理方法の取り組みについて評価する。 ・提案事項①及び②両方を評価した場合に20点を、①又は②のいずれか一方を評価した場合に10点を加点する。 	評価欄
		<p style="text-align: center;">点</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="text-align: right;">20点</p>
提案上の着目点	提案事項①:〇〇のため、〇〇が必要である。 提案事項②:〇〇のため、〇〇が必要である。	
提案事項①	コンクリートの養生方法について(養生期間の提案は不要)	
	〇〇工における、湿潤状態を保つための主な養生方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。	
「施工計画型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事案件ごとに異なりますので、入札公告で確認してください。		
履行確認方法①	提案事項の履行確認方法を記載すること。	
提案事項②	コンクリート吐出口と打込み面までの高さの管理方法について	
	〇〇工における、コンクリート吐出し口と打込み面までの高さの管理方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。	
「施工計画型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事案件ごとに異なりますので、入札公告で確認してください。		
履行確認方法②	提案事項の履行確認方法を記載すること。	
その他	様式第2号における作成上の注意事項及び提案事項の履行確認については、別添のとおりとする。	

技術提案書様式第2号（施工計画）における作成上の注意事項等

【注意事項】

提案にあたっては、着色部分に収まるよう記載すること。様式の変更は行わないこと。（様式第2号は、指定のある場合を除き、1細目あたり1枚とする。）

各項目内の提案事項①及び②のうち、いずれか一方でも提案がない場合は、当該評価項目の評価は「－5点」の評価とし、評価を行う項目数の半数以上で「－5点」の評価となった場合は失格となります。

各記載欄への記載は、それぞれ1提案（1内容）としてください。2提案（2内容）以上記載した場合は、「0点」の評価とします。（ただし、入札公告内の添付資料において、発注者から複数提案の指示がある場合は、その指示に従ってください。）

提案事項は提案者の自主的な取り組みであることから、原則として設計変更の対象とはなりません。多大な費用を要する過度な内容の提案を求めるものではありません。

○提案事項の欄に記載する内容

①提案工法等の目的

- ・発注者が求める評価内容に合致した目的である必要があります。
- ・発注者が求める評価内容は、案件ごとに工事内容、現場条件、周辺状況等により異なります。当該工事における重要なポイントを把握して提案してください。

②対策内容

- ・具体的に使用する資機材、工法等を記載してください。あいまいな表現の提案は、履行確認が困難なため評価されません。例えば、「原則として」、「…するよう努める。」、「必要に応じて…」、「…の場合は」、「〇〇等を実施する。」など。
- ・共通仕様書等で定められた規格等は遵守してください。
- ・設計図書で実施することが義務付けられている対策等は評価されません。

③対策を実施した場合の具体的な効果

- ・提案した工法、製品又は材料などの効果がNETIS、公的機関等で証明されていない場合は評価されません。

○履行確認方法の欄に記載する内容

④確認の手段（写真、試験成績表、測定結果等）及び報告する内容（提案工法での現地適用状況、騒音振動の低減効果等の数値目標値）

- ・施工段階において、工事監督員との協議や立会いが必要な事項の提案は評価されません。
- ・記載された履行確認方法により、提案事項②③の履行確認ができない場合は評価されません。
- ・数値目標がなくNETIS等で効果が証明されているものは提案工法等が施工現場で採用されていることを証明できる写真。

【履行確認】

評価点の得られた評価項目について、提案書に記載された履行確認が必要となります。例えば、「評価項目1. 本体構造物等の品質管理方法の適切性」における提案事項①、②のいずれか一方が評価された場合は、評価項目1の得点は10点となり、評価項目1は評価が得られた項目となるため、提案事項①、②の両方とも履行確認をする必要がありますので注意してください。

評価された評価項目における提案事項の詳細な履行確認方法を様式第4-1号に記入し、工事着手時の施工計画書に差し込んでください。（様式第4-1号を施工計画書の一部として利用します。）

評価された評価項目に記載した提案事項の状況写真を必ず撮影し、様式第4-2号にて竣工時に提出してください。また、写真以外の履行確認方法を提案した場合は、その履行報告資料も竣工時に提出してください。

総合評価 技術提案書 (企業の施工能力、配置予定技術者、社会的・地理的条件)

工事名	
提案企業名	

【同業種工事の施工実績】

建設業許可番号	CORINS登録番号	発注機関名	施工場所	最終契約金額	受注形態
(大臣許可：00-000123) (知事許可：37-000123)	(旧(9桁)：1234-5678A) (新(10桁)：1234567890)				(単体・経常JV・特定JV) に該当する場合についても、再度記載すること。
建設業許可番号	CORINS登録番号	発注機関名	施工場所	最終契約金額	受注形態
(大臣許可：00-000123) (知事許可：37-000123)	(旧(9桁)：1234-5678A) (新(10桁)：1234567890)				(単体・経常JV・特定JV) に該当する場合についても、再度記載すること。

【配置予定技術者】 複数人数記載している場合は、資格、CPD、施工経験の評価の合計点の最も低い者で評価する。
配置予定技術者の「氏名」の記載のない場合、入札参加資格の確認資料(様式第6号)に記載した配置予定技術者と同一でない場合は、評価対象としない。

<資格等>

番号	氏名	法令による資格 (別表1参照)		継続教育(CPD)の取組状況		発注者履行確認欄	
		資格名	資格取得年月日	取得数	証明期間の最終日	配置技術者	確認印
1			昭和 平成 令和	取得数/5年 (6年)	平成 令和		
2			昭和 平成 令和	取得数/5年 (6年)	平成 令和		
3			昭和 平成 令和	取得数/5年 (6年)	平成 令和		

<施工経験> 番号は上記<資格等>と整合させること。(下記<施工経験>の1番は上記<資格等>>1番の技術者についての経験を記入)

番号	建設業許可番号	CORINS登録番号	発注機関名	最終契約金額	受注形態	従事役職	資格名 (別表2参照)	資格取得年月日	合計点
1								昭和 平成 令和	
2								昭和 平成 令和	
3								昭和 平成 令和	

(大臣許可：00-000123)
(知事許可：37-000123)

(旧(9桁)：1234-5678A)
(新(10桁)：1234567890)

(単体・経常JV・特定JV)

(主任・監理・現場代理人)

(従事役職を「現場代理人」と記載した場合は、資格名及び資格取得年月日を記載すること)

資格+CPD
+施工経験

技術提案書（様式第3-1号）作成上の注意

【同業種工事の施工実績】、【地域精通度（近隣での施工実績）】、【配置予定技術者】の<施工経験>の記載にあたっての注意事項（共通事項）

1. 「建設業許可番号」は、香川県知事許可が「（特一〇）第△△△号」の場合、「037-000△△△」と表記すること。（大臣許可の場合「00-000△△△」とすること。）

【同業種工事の施工実績】

1. 平成31年4月1日以降に完成し、入札公告日までにCORINSに竣工登録した元請工事を評価の対象とする。
2. **評価の対象となる同業種工事は、「〇〇〇〇工事」とする。**（[CORINS]：「工事の業種」、新CORINS：「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」）
3. **評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とする。**
4. 規模の評価は、今回発注する工事の予定価格に対する、CORINS竣工登録の最終契約金額の割合で評価する。
5. 「最終契約金額」欄には、最終契約金額を記入すること。共同企業体の場合にあつては、特定建設工事共同企業体の代表者又は出資比率が20%以上の経常建設共同企業体の構成員に限り実績として認める。共同企業体として「施工実績」は出資比率に応じた金額にて評価すること。出資比率を20%未満の場合、出資比率に満たない金額を記入すること。
6. 施工実績を2件以上記載した場合には、評価対象としない。
7. 「建設業許可番号」、「CORINS登録番号」等、各記載欄は正確に記載すること。各記載欄のいずれか1つでも記載のない場合、確認の出来ない場合は、評価対象としない。

【地域精通度（近隣での施工実績）】

1. 平成31年4月1日以降に完成し、入札公告日までにCORINSに登録した元請工事を評価の対象とする。
2. **評価の対象となる同業種工事は、「〇〇〇〇工事」とする。**（[CORINS]：「工事の業種」、新CORINS：「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」）
3. **評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とする。**
4. **評価の対象となる施工実績の施工場所は、「〇〇〇〇ブロック統括センターの管内」とする。**（上記3.の発注機関のものであれば、当該ブロック統括センター発注の工事でない場合についても、評価の対象とする。また、市町村合併のあった場合は、合併後の市町で評価する。）
5. 【同業種工事の施工実績】に記載の工事が【地域精通度（近隣での施工実績）】に該当する場合についても、再度記載すること。
6. 施工実績を2件以上記載した場合には、評価対象としない。
7. 「建設業許可番号」、「CORINS登録番号」等、各記載欄は正確に記載すること。各記載欄のいずれか1つでも記載のない場合、確認の出来ない場合は、評価対象としない。ただし、最終契約金額は記入の必要はない。

【配置予定技術者】

1. 入札参加資格の確認資料（様式第6号）に記載した配置予定技術者を記入すること。
2. 複数人記載している場合は、評価点の合計の最も低い者で評価する。
3. <資格等>と<施工経験>の番号は整合させること。（<資格等>の1番に記入した技術者の実績を<施工経験>の1番に、2番に記入した者の実績を2番に記入する。）
4. 配置予定技術者の「氏名」の記載のない場合、入札参加資格確認資料（様式第6号）に記載した配置予定技術者と同一でない場合は、評価対象としない。
5. **評価の対象となる資格は、別表1「対象資格表」に示す対象資格のうち、「〇〇〇〇工事」に対応する資格とする。（監理技術者の資格は評価対象としない。）**
「資格名」に記載した資格の合格証明書又は登録証の写し等を添付すること。写しの添付がない場合は評価対象としない。（監理技術者資格証の写しは評価対象としない。）
6. 「資格名」、「資格取得年月日」に記載のない場合は、添付資料がある場合についても、評価対象としない。（再発行した合格証明書（紛失等により本人が再申請を行い再交付されたもの）は「資格取得年月日」を合格証明書で確認できないものがあり、その場合、合格証明書の記載内容全般より資格取得からの経過年数が確認できるものについて評価の対象とする。）
8. 継続教育の取組状況は、（一社）全国土木施工管理技術士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）土木学会、（公社）日本建築士会連合会、建築POP運営会議が認定する5年間もしくは6年間の単位数とする。
9. 継続教育（CPD）の取組状況については、上記連合会等の証明書の写しを添付すること。写しの添付がない場合は評価対象としない。
10. 評価対象となる証明書は、証明書に記載された5年間もしくは6年間の証明期間の最終日（PDS）にあつては証明期間の最終日又は証明基準日）が、開札日から1年以内のものとする。証明期間が6年を超えるものは、証明期間の最終日が開札日から1年を超えて過去のものも、評価対象としない。
11. 複数団体の証明書を添付する場合は、「取得数」は証明書に記載の取得数を合算したものを、「証明期間の最終日」は証明期間の最終日から最も遠いものを記載すること。
12. 「取得数」又は「証明期間の最終日」に記載のない場合は、添付資料がある場合についても、評価対象としない。

<施工経験>

13. 平成31年4月1日以降に完成し、入札公告日までにCORINSに竣工登録した元請工事を評価の対象とする。
14. **評価の対象となる同業種工事は、「〇〇〇〇工事」とする。**（[CORINS]：「工事の業種」、新CORINS：「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」）
15. **評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とする。**
16. 主任技術者、監理技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工経験を、評価の対象とする。（担当技術者の施工経験は評価対象としない。）
17. **現場代理人の場合、評価の対象となる資格は、別表2「現場代理人評価対象資格表」に示す対象資格のうち「〇〇〇〇工事」に対応する資格とし、従事期間の全てにおいて、その資格を有していた場合に評価の対象とする。**
18. 従事期間は、工期の2/3以上従事しているものを評価の対象とする。ただし、工期に専任を要しない期間を含む場合は、専任を義務付けられた期間の2/3以上従事しているものも評価の対象とする。この場合は、必要に応じて専任を義務付けられた期間の2/3以上従事したことが確認できる資料を添付すること。（いずれの場合も2/3未満の施工経験は評価対象としない。）
19. 規模の評価は、今回発注する工事の予定価格に対する、CORINS竣工登録の最終契約金額の割合で評価する。
20. 「最終契約金額」欄には、最終契約金額を記入すること。共同企業体としての施工経験は出資比率に応じた金額にて評価するため、出資比率に満たない金額を記入すること。（特定建設工事共同企業体の代表者でない場合、出資比率が20%未満の経常建設共同企業体の構成員の場合についても、評価の対象とする。）
21. 施工実績を2件以上記載した場合には、評価対象としない。
22. 「建設業許可番号」、「CORINS登録番号」等、各記載欄は正確に記載すること。各記載欄のいずれか1つでも記載のない場合、確認の出来ない場合は、評価対象としない。
23. 「合計点」欄には、【配置予定技術者】の「法令による資格」、「継続教育(CPD)」の取組状況、「<施工経験>」の3項目の合計点数を記載すること。

様式第3-1号(企業評価型(若年・女性技術者育成型))

総合評価 技術提案書 (配置予定技術者)

工事名	
提案企業名	

【配置予定技術者】 複数人数記載している場合は、点数の最も低い者で評価する。

配置予定技術者の「氏名」の記載のない場合、入札参加資格の確認資料(様式第3号)に記載した配置予定技術者と同一でない場合は、評価対象としない。

<資格等>

番号	氏名	若年技術者		女性技術者	左記の事項を証明する書類	点数
		生	年月日			
1		昭和	・			
2		昭和	・			
3		昭和	・			

発注者履行確認欄	
配置技術者	確認印

※ 若年技術者の場合は「生年月日」を、女性技術者の場合は女性技術者の欄に「○」を記入すること。

1. 入札参加資格の確認資料(様式第3号)に記載した配置予定技術者を記入すること。
2. 複数人記載している場合は、評価点の最も低い者で評価する。
3. 配置予定技術者の「氏名」の記載のない場合、入札参加資格確認資料(様式第3号)に記載した配置予定技術者と同一でない場合は、評価対象としない。
<資格等>
4. 若年技術者を配置する場合は、土木施工管理技士などの国家資格合格証明書等の生年月日を記載したものの写しを添付すること。また、女性技術者を配置する場合は、健康保険証、パスポート等の性別を記載したものの写しを添付すること。写しの添付がない場合は評価対象としない。
5. 「左記の事項を証明する書類」欄には、添付する書類の名称を記載すること。
6. 「点数」欄には、各配置予定技術者に対する点数を記入すること。

総合評価 技術提案書（社会性・地理的条件）

工事名	
提案企業名	

【労働災害防止及び交通事故防止等への取組】

項目	有	無	備考
建設業労働災害防止協会香川支部へ加入している			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。
過去1年度間に死亡事故及び労働基準監督署からの是正勧告等がなく、かつ墜落事故等防止の取組をしている			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「有」の場合は、自社で作成した「墜落事故等防止取組計画」を添付すること。 ・過去1年度間に死亡事故が発生したものの、労働基準監督署からは正勧告又は書類送検を受けたものについては、評価対象としない。 ・「墜落事故等防止取組計画」の添付のないもの、様式を改ざんするなどした場合には、評価対象としない。
交通事故防止の取組をしている			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「有」の場合は、自社で作成した「交通事故防止取組計画」を添付すること。 ・「交通事故防止取組計画」の添付のないもの、様式を改ざんするなどした場合には、評価対象としない。

※ 「墜落事故等防止取組計画」及び「交通事故防止取組計画」という。）については、提出された取組内容を工事着手時の施工計画書に反映し、竣工時に工事写真等実施状況が確認できる資料で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うことになる。また、当該工事において死亡事故等が発生した場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において、減点対象となる場合がある。

【災害時の活動体制】

項目	有	無	備考	
			協定名称	団体等名
加入している団体等が香川県広域水道企業団と災害協定を結んでいる				
災害時の応急体制				<ul style="list-style-type: none"> 左欄の該当する方に「○」を記入すること。 「有」の場合は、上記「協定名称」欄に協定名称を記載し、協定締結者が団体等の場合は「団体等名」欄に加入している団体等名を記載すること。 香川県広域水道企業団との協定の締結者が団体等の場合は、「団体等」に今年度加入していることを証明する書類の写しを添付すること。 （ただし、加入団体が「（一社）香川県建設業協会」及び「香川県管工事業協同組合連合会」の場合は、所属証明書類の写しの添付は不要とする。） 香川県広域水道企業団との災害協定でないもの、協定名称、団体等名、団体等（「（一社）香川県建設業協会」及び「香川県管工事業協同組合連合会」を除く）の証明書の写しの添付のないものについては、評価対象としない。
(1) 香川県建設業BCP認定の取得				<ul style="list-style-type: none"> 公告においてBCP認定の取得を評価する評価基準が設定されている場合は、(1)及び(2)を使用し、(1)が「有」であれば(2)の記載は不要。 その他の場合は、(1)の記載は不要。
(2) 災害時に応急対応が出来る体制が整っている				<ul style="list-style-type: none"> 左欄の該当する方に「○」を記入すること。 「有」の場合は、緊急時の社内の連絡体制表及び自社で保有している資機材等の一覧表を添付すること。 「人員」「機材」「資材」の3つの資源については必ず記載することとし、いずれかでも記載が無い場合には、評価対象としない。 「機材」「資材」については必ず保有場所を記載することとし、保有場所が特定できない場合、保有場所が遠方であり災害等緊急時に使用できない可能性があると考えられる場合、記載された機材・資材が軽微なものであり災害時の応急活動が困難と考えられる場合は評価されない場合がある。

※ 評価対象となる災害協定は、災害時における香川県広域水道企業団への支援について、香川県広域水道企業団と締結しているものとする。

※ 共通事項：「有」「無」欄に記入のない場合、「無」欄に記入のある場合は、添付書類等のある場合についても、評価対象としない。

また、「有」欄に「○」の記入のある場合でも、発注者側で「有」の確認ができないう場合は、評価対象としない。

総合評価 技術提案書 (社会性・地理的条件)

工事名	
提案企業名	

【下請けの県内業者の活用】

項 目	該当する方に「○」印を記入	内 容
下請けの県内業者の活用		次のいずれかを満たす。 ①全ての一次下請けについて、県内に建設業法上の主たる営業所を有する業者を一次下請業者として活用する。 ②県内に建設業法上の主たる営業所を有する元請業者(企業団から工事を受注した者)が工事の全てを自ら施工する。
		上記以外

- ※ ここでいう下請けは、元請業者(企業団から工事を受注した者)が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第2条第4項に規定する下請契約によるものをいう。
- ※ 一次下請けに県内に建設業法上の主たる営業所を有する業者でない者が一人でもある場合は、「上記以外」の方に「○」を記入すること。
- ※ 二次下請け以降は評価対象としない。
- ※ 加算評価となった場合は、工事契約締結後から工事竣工までの期間において、下請通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請業者との契約書(注文書、請書及び基本契約書等)及び現場監督業務等の中で履行確認を行うものとする。なお、竣工時には、履行確認表(様式第4-5号)を提出するものとする。
- ※ 「○」印記入欄に記入のない場合は評価対象としない。

墜落事故等防止取組計画

建設工事における墜落等の事故防止を目指し、工事現場の事故防止対策を実施するとともに、労働者一人一人が労働災害の防止に努めるため、以下の取組計画を実践します。

1. 安全教育の推進

(1) 建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全教育の実施

【安全教育に関する取組】

共通仕様書に規定する、月当たり半日以上の安全教育以外に、以下の取組を実施します。

項 目	取組内容	実施頻度

2. 重機事故防止対策

3. 足場からの墜落事故防止対策

4. 飛来落下事故防止対策

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

※取組計画はA4サイズ1枚で作成すること。

【作成上の注意】

①墜落事故等防止取組計画（以下「計画」という。）における記載は以下のとおりとする。

- (ア) 1. (1) に記載する取組内容として、アの【安全教育に関する取組】については必須内容とし、1項目以上記載すること。必須内容の記載がない場合は、評価対象としない。その他の取組内容がある場合は、追加で記載すること。
- (イ) 2. ～4. については、当該工事において、重機使用や足場使用、飛来落下に対する事故防止対策の必要がある場合で、かつ任意の取組内容がある場合は、該当項目に記載すること。なお、該当が無い場合は、「該当無し」と記載すること。
- (ウ) 提案を求める各項目における記載項目数の制限は設けないが、自社において、実際に取組可能な内容についてのみ記載すること。（本計画における提案は、特に過度な負担を求めるものではない。）

②計画を実施する範囲は以下のとおりとする。ただし、1. における計画を実施する範囲はこの限りではない。

- (ア) 建設従事者の範囲
 - ・元請業者の作業員
 - ・全ての下請業者の作業員。（測量、警備、資材搬入等の工事関係者も含む。）
- (イ) 場所
 - ・工事現場
 - （この計画において「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計書で明確に指定される場所をいう。）

③本計画が加点評価された場合は、提出された計画に基づく実施計画書（様式第4-3-1号及び4-3-2号）を作成し、竣工時に履行確認表（様式第4-4-1号及び4-4-2号）で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うこととなる。また、当該工事において、死亡事故等が発生した場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において減点対象となる場合がある。

交通事故防止取組計画

工事施工中の交通事故防止を目指すとともに、一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、現場における有効な交通事故防止措置や交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図るなどの効果的な対策・活動を行うため、以下の取組計画を実践します。

1. 現道での工事施工における交通事故防止対策

(この計画において「現道」とは、一般の交通に供する道路のことであり、企業団敷地内は含まない。)

- (1) 現道での作業があるため、以下の交通事故防止対策を実施します。
 - 施工箇所に回転灯、電光表示板等を設置する。
 - 施工箇所の手前に工事予告看板を設置する。
 - 施工箇所の手前に衝撃吸収緩和材を設置する。
 - 施工箇所をカラーコーン等で明確にする。
 - その他 ()

- (2) 現道での作業はありません。

2. 交通安全活動への取組 (宣言)

- (1) 全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。
- (2) 全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。

3. 交通安全活動の指導

(所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

※取組計画はA4サイズ1枚で作成すること。

【作成上の注意】

- ①交通事故防止取組計画（以下「計画」という。）における記載は以下のとおりとする。
- (ア) 1. については、(1) 又は (2) のどちらかを選択すること。 (1) を選択した場合は、さらに該当する項目を選択すること。（複数選択可）
 - (イ) 2. に記載する取組内容として、(1) 及び (2) の内容については必須内容とする。 必須内容の記載がない場合は評価対象としない。その他の取組内容がある場合は、追加で記載すること。
 - (ウ) 3. についての記載は任意とするので、取組内容がある場合は記載すること。なお、該当がない場合は、「該当無し」と記載すること。
 - (エ) 提案を求める各項目における記載項目数の制限は設けないが、自社において、実際に取組可能な内容についてのみ記載すること。（本計画における提案は、特に過度な負担を求めるものではない。）
- ②計画を実施する範囲は以下のとおりとする。
- (ア) 作業員の範囲
 - ・元請業者の作業員
 - ・下請業者（建設業法第2条第4項に規定する下請契約を締結した下請業者）の作業員。（測量、警備、資材搬入等は下請けの対象としない。）なお、ダンプトラックによる土砂等搬入出のみの契約の場合は、建設工事の下請契約に当たらないが、本計画においては、ダンプトラックによる土砂等搬入出のみの契約におけるダンプトラック運転手は作業員の対象とする。
 - (イ) 時間帯
工事現場での作業開始時刻から作業終了時刻までとする。
ただし、作業開始時刻及び作業終了時刻については、契約後に提出する実施計画書（様式第4-3-1号及び4-3-2号）に明記すること。
 - (ウ) 場所
 - ・工事現場と現道との境界付近
 - (例) ・工事現場進入口
 - ・現道上を移動しながら施工する管布設工事の現場 等

（この計画において「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計書で明確に指定される場所をいう。）
- ③本計画が加点評価された場合は、提出された計画に基づく実施計画書（様式第4-3-1号及び4-3-2号）を作成し、竣工時に履行確認表（様式第4-4-1号及び4-4-2号）で履行を確認するし、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うこととなる。なお、1. (1) の対策を複数選択した場合においても、履行確認表（様式第4-4-1号）の作成は1項目のみでも可とする。また、当該工事において、死亡事故等が発生した場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において減点対象となる場合がある。

発注者(総括監督員)が押印

総合評価 技術提案書 (技術提案) 実施計画・報告書

発注者履行確認欄

工事名		
提案企業名		
評価項目	3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項	
評価細目	3-0. 地球温暖化防止対策(CO ₂ 排出量削減等)について	
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事において実施する、地球温暖化防止対策(CO₂排出量削減等)の取組みについて評価する。 ・提案項目数は、2項目(1項目1内容)以内とする。 ・有効な提案が2項目ある場合は○点、有効な提案が1項目ある場合は○点を加点する。 	受注者履行確認
提案事項	<p>当該工事における、地球温暖化防止対策(CO₂排出量削減等)について、具体的な取り組み内容を提案すること。</p> <p style="text-align: center;">技術提案様式第2号の提案内容を転記してください。</p>	
履行確認方法	<p>提案事項の履行確認方法を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">技術提案様式第2号の提案内容を転記してください。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○自主点検の方法及び頻度 ○自主点検実施者及び履行確認者 ○履行報告資料 	<ul style="list-style-type: none"> ○提案事項の自主点検・履行確認の方法及び頻度について(方法) <ul style="list-style-type: none"> ・自主点検の内容、確認方法(目視を含む)を、具体的に記載してください。 ・点検結果は別添チェックリストに記録する等、記録方法を具体的に記載してください。 (頻度) <ul style="list-style-type: none"> ・自主点検の頻度(○○ごとに実施)を、具体的に記載してください。 ・履行確認の頻度(○回/月(以上)、○○の段階で実施等)を、具体的に記載してください。 ○自主点検の実施者及び履行確認者について <ul style="list-style-type: none"> ・自主点検実施者(提案事項を点検する担当者)の氏名を記載してください。 ・履行確認者(提案事項が履行されているかの確認者)の氏名を記載してください。(注:自主点検実施者と履行確認者は同一であってもかまいません。) ○履行報告の提出資料について <ul style="list-style-type: none"> ・写真、チェックリスト、その他資料等、竣工時の提出資料を具体的に記載してください。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第4-1号は、施工前に記載し、施工計画書に差し込むこと。(施工計画書の一部とする。) ・写真には、通常の施工写真とは別に、総合評価項目番号(例:施工計画項目1)点検日付、履行確認者氏名を記載した黒板を配置し撮影すること。 	

発注者(総括監督員)が押印

総合評価 技術提案書 (施工計画) 実施計画・報告書

		発注者履行確認欄	
工事名			
提案企業名			
評価項目	1. 本体構造物等の品質管理方法の適切性		受注者が押印
評価内容	<p>・コンクリート構造物における、コンクリートの養生方法、吐出口と打込み面までの高さの管理方法の取り組みについて評価する。 ・提案事項①及び②両方を評価した場合に20点を、①又は②のいずれか一方を評価した場合に10点を加点する。</p>		受注者履行確認
提案事項①	<p>コンクリートの養生方法について(養生期間の提案は不要)</p> <p>〇〇工における、湿潤状態を保つための主な養生方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。</p> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px;">技術提案様式第2号の提案事項を転記してください。</p>		
履行確認方法①	<p>提案事項の履行確認方法を記載すること。</p> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px;">技術提案様式第2号の提案事項を転記してください。</p>		
提案事項②	<p>コンクリート吐出口と打込み面までの高さの管理方法について</p> <p>〇〇工における、コンクリート吐出し口と打込み面までの高さの管理方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。</p> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px;">技術提案様式第2号の提案事項を転記してください。</p>		
履行確認方法②	<p>提案事項の履行確認方法を記載すること。</p> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px;">技術提案様式第2号の提案事項を転記してください。</p>		
○自主点検の方法及び頻度 ○自主点検実施者及び履行確認者 ○履行報告資料	<p>○提案事項の自主点検・履行確認の方法及び頻度について (方法) ・自主点検の内容、確認方法(目視を含む)を、具体的に記載してください。 ・点検結果は別添チェックリストに記録する等、記録方法を具体的に記載してください。 (頻度) ・自主点検の頻度(〇〇ごとに実施)を、具体的に記載してください。 ・履行確認の頻度(〇回/月(以上)、〇〇の段階で実施等)を、具体的に記載してください。</p> <p>○自主点検の実施者及び履行確認者について ・自主点検実施者(提案事項を点検する担当者)の氏名を記載してください。 ・履行確認者(提案事項が履行されているかの確認者)の氏名を記載してください。 (注:自主点検実施者と履行確認者は同一であってもかまいません。)</p> <p>○履行報告の提出資料について ・写真、チェックリスト、その他資料等、竣工時の提出資料を具体的に記載してください。</p>		
その他	<p>・様式第4-1号は、施工前に記載し、施工計画書に差し込むこと。(施工計画書の一部とする。) ・写真には、通常の施工写真とは別に、総合評価項目番号(例:施工計画項目1)点検日付、履行確認者氏名を記載した黒板を配置し撮影すること。</p>		

実施状況

項目(細目)番号	
----------	--

写真撮影日	実施状況写真
年 月 日	(写真貼付)
履行確認者氏名	
履行確認者所見	
<p>・提案事項の履行確認時の状況について、所見を記載してください。 (〇〇について、△△がなされていた等)</p>	
写真撮影日	実施状況写真
年 月 日	(写真貼付)
履行確認者氏名	
履行確認者所見	
<p>・提案事項の履行確認時の状況について、所見を記載してください。 (〇〇について、△△がなされていた等)</p>	
写真撮影日	実施状況写真
年 月 日	(写真貼付)
履行確認者氏名	
履行確認者所見	
<p>・提案事項の履行確認時の状況について、所見を記載してください。 (〇〇について、△△がなされていた等)</p>	

墜落事故等防止取組計画【1】 実施計画書

(作業開始時刻：午前 時 分 / 作業終了時刻：午後 時 分)

1. 安全教育の推進		
(1) 建設事業者等を対象とした安全教育の推進		
ア 建設従事者に対する安全教育の実施		
【取組内容】		
安全教育に関する取組として、共通仕様書に規定する、月当たり半日以上安全教育以外に、以下の取組を実施します。		
項目	取組内容	実施頻度
【履行確認者氏名】		【自主点検実施者氏名】
【実施計画等】		

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

墜落事故等防止取組計画【1】 実施計画書

(作業開始時刻：午前 時 分/作業終了時刻：午後 時 分)

1. 安全教育の推進	
(1) 建設事業者等を対象とした安全教育の推進	
イ ○○○○ (任意の取組計画がある場合は記載すること)	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【自主点検実施者氏名】
【実施計画等】	
ウ ○○○○ (任意の取組計画がある場合は記載すること)	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【自主点検実施者氏名】
【実施計画等】	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

墜落事故等防止取組計画【2】 実施計画書

(作業開始時刻：午前 時 分 / 作業終了時刻：午後 時 分)

2. 重機事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【対策実施責任者氏名】
【実施計画等】	
(2) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【対策実施責任者氏名】
【実施計画等】	
3. 足場からの墜落事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【対策実施責任者氏名】
【実施計画等】	
4. 飛来落下事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

交通事故防止取組計画【1】 実施計画書

(作業開始時刻：午前 時 分 / 作業終了時刻：午後 時 分)

1. 現道での工事施工における交通事故防止対策	
1) ○○○○	
【対策内容】	
【履行確認者氏名】	【自主点検実施者氏名】
【実施計画等】	
2) ○○○○	
【対策内容】	
【履行確認者氏名】	【自主点検実施者氏名】
【実施計画等】	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

交通事故防止取組計画【2】 実施計画書

（作業開始時刻：午前 時 分／作業終了時刻：午後 時 分）

2. 交通安全活動への取組（宣言）	
（1）全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	
（2）全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

墜落事故等防止取組計画【1】 履行確認表

発注者履行確認欄

1. 安全教育の推進		
(1) 建設従事者等を対象とした安全教育の推進		
ア 建設従事者に対する安全教育の実施		
【対策内容】 安全教育に関する取組として、共通仕様書に規定する、月当たり半日以上安全教育以外に、以下の取組を実施します。		
項目	取組内容	実施頻度
【履行確認者氏名】		【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】	

※実施計画書（様式第4-3-1号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

墜落事故等防止取組計画【1】 履行確認表

発注者履行確認欄

1. 安全教育の推進	
(1) 建設従事者等を対象とした安全教育の推進	
イ ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【対策状況写真】
ウ ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【対策状況写真】

※実施計画書(様式第 4 - 3 - 1 号)において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

墜落事故等防止取組計画【2】 履行確認表

発注者履行確認欄

2. 重機事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【対策状況写真】
3. 足場からの墜落事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【対策状況写真】

※実施計画書(様式第 4 - 3 - 2 号)において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

交通事故防止取組計画【1】 履行確認表

発注者履行確認欄

1. 現道での工事施工における交通事故防止対策	
1) ○○○○	
【対策内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】
2) ○○○○	
【対策内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】

※実施計画書（様式第4-3-1号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

交通事故防止取組計画【2】 履行確認表

発注者履行確認欄

2. 交通安全活動への取組（宣言）	
（1）全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【取組状況写真】
（2）全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【取組状況写真】

※実施計画書（様式第4-3-2号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

【下請けの県内業者の活用】 履行確認表

発注者履行確認欄

工 事 名 : _____
 商号又は名称 : _____
 加点の有無 : 有 ・ 無 _____

【履行確認者氏名】		【履行最終確認日】 令和 年 月 日	
【確 認 内 容】			
一次下請業者名	県内・県外	下請工事内容	資料・確認方法

以下の該当するチェック欄に「○」印を記入すること。

チェック欄	内 容	履行結果
<input type="checkbox"/>	①全ての一次下請けについて、県内に建設業法上の主たる営業所を有する業者を一次下請業者として活用した。	技術提案書の提案のとおり、履行
<input type="checkbox"/>	②県内に建設業法上の主たる営業所を有する自社において、工事の全てを自ら施工した。	
<input type="checkbox"/>	上記①もしくは②について、履行することができなかった。	不履行

所在地
 商号又は名称
 代表者氏名 様

契約担当者
 香川県広域水道企業団企業長（〇〇センター所長）

技術提案審査結果通知書

貴社から提出のあった技術提案書について審査した結果、下記のとおり評価したので通知します。

なお、社会性・地理的条件における評価項目「労働災害防止及び交通事故防止等への取組」において、得点の得られた提案の履行がなされなかったと認められた場合においては、技術提案書様式第 3-2 号に記載のとおり、別途工事成績評定で評価し、減点となる場合があります。

契約年度		工事番号	
工 事 名			

評価の視点	評価項目	評価細目	評価
社会性・ 地理的条件	労働災害防止及び 交通事故防止等への取組	墜落事故等防止への取組	有 ・ 無
		交通事故防止等への取組	有 ・ 無

所在地
 商号又は名称
 代表者氏名 様

契約担当者
 香川県広域水道企業団企業長

技術提案審査結果通知書

貴社から提出のあった技術提案書について審査した結果、下記のとおり評価したので通知します。

得点の得られた提案の履行がなされなかったと認められた場合においては、香川県広域水道企業団工事請負契約約款の特則（総合評価・除算方式）第1条及び第2条に基づき、工事成績評定を減点し、違約金を徴収することとなります。

なお、社会性・地理的条件における評価項目「労働災害防止及び交通事故防止等への取組」（下表※印の評価項目）において、得点の得られた提案の履行がなされなかったと認められた場合においては、技術提案書様式第3-2号に記載のとおり、別途工事成績評定で評価し、減点となる場合があります。

契約年度		工事番号	
工 事 名			

評価の視点	評価項目		得点／配点	
施工計画	1. 本体構造物等の品質管理方法の適切性		／ 20	
	2. 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性		／ 20	
	3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性		／ 25	
配置予定技術者	1. 配置予定技術者の資格		／ 25	
	2. 過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての同業種工事の施工経験			
	3. 過去5年間の継続教育（CPD）の取組状況			
社会性・地理的条件	下請けの県内業者の活用		／ 5	
※社会性・地理的条件	※労働災害防止及び交通事故防止等への取組	評価 細目	墜落事故等防止への取組 交通事故防止等への取組	評価 有・無 有・無

様式第7号

令和 第 年 月 日

(受注者)
住所
氏名 様

香川県広域水道企業団企業長(〇〇センター所長)
氏名 印

工事成績の減点値及び違約金通知書

下記工事における、貴社からの技術提案について、履行がなされていないと認められる項目があるので、香川県広域水道企業団工事請負契約約款の特則(総合評価・除算方式)の規定により、下記のとおり工事成績の減点及び違約金の徴収を行います。

なお、違約金の徴収は、請負代金との相殺により行います。

この通知の内容について疑義があるときは、この通知を受けた日から14日(休日を含む)以内に、疑義の趣旨を付した書面により、説明を求める事が出来ます。

記

契約年度		工事番号		所属名		
工事名				請負金額		
工期	着工	令和	年	月	日	受注者名
	完成	令和	年	月	日	現場代理人
竣工年月日		令和	年	月	日	主任技術者 (監理技術者)
評価項目 又は細目	配点	入札時の得点 ②	施工後の得点 ③	工事成績の減点値 (項目毎) ①	入札時の 得点合計④	入札時の 加算点(F)
技術 提案	1-1					
	1-2				施工後の 得点合計	施工後の 加算点(E)
	2-1					
	3-1					
	4-1					
施工 計画	1				合計点(満点) ⑤	加算点(満点) ⑥
	2					
	3					当初契約金額(円)(C)
配置予 定技術 者計	1				工事成績の減点値(点)⑦	
	2					
	3					
社会 性・地 理的条 件	下請け					違約金(円)
合計						

◎工事成績の減点値 = ((A-B)/A) × (該当項目の加算点/合計加算点) × 10点
 A: 入札時の技術提案の値 B: 施工後の実施に対する値 ※工事成績の減点値は、小数以下四捨五入した値とする。

工事成績の減点値(項目毎)① = ((入札時の得点②-施工後の得点③)/入札時の得点②) × (該当項目の加算点/合計加算点) × 10点
 = ((入札時の得点②-施工後の得点③)/入札時の得点②) × (入札時の得点②/入札時の得点合計④) × 10点
 = (入札時の得点②-施工後の得点③)/入札時の得点合計④ × 10点

該当項目の加算点/合計加算点 = ((入札時の得点②/合計点⑤) × 加算点⑥) / ((入札時の得点合計④/合計点⑤) × 加算点⑥)
 = 入札時の得点②/入札時の得点合計④

○工事成績の減点値⑦ = Σ(工事成績の減点値(項目毎)①)

◎違約金額 = C - C × ((D+E)/(D+F))
 C: 当初契約金額
 D: 標準点=100点
 E: 施工後の実施値における合計加算点
 F: 当初入札時に記載した技術提案による合計加算点
 ※違約金は、1円未満切捨てとする。

※なお、契約変更等により、入札時に有効とされた評価項目の履行が不可能となった場合については、工事成績の減点及び違約金の徴収対象としない。
 (施工後の得点③は入札時の得点②のままとし、減点しない。)

<受注者>

(住所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

様

<発注者>

(住所)

(契約担当者職氏名)

印

相 殺 通 知 書

香川県広域水道企業団が貴社に対して有する下記 1 の請負契約に係る下記 2 の自働債権を、貴社が香川県広域水道企業団に対して有する下記 3 の受働債権とで、対当額で相殺するので通知します。

記

1 請負契約の表示

工 事 名

工 期 自 至

請負代金額

前 払 金 額

部分払金額

請負契約日

2 自働債権

違約金請求権 円

令和 年 月 日付け 第

号で通知した工事成績の減点値

及び違約金通知書の違約金額

3 受働債権

請負代金請求権 円

上記 1 の請負契約の請負代金額 円から前払金額

円及び部分払金額 円を差し引いた額

4 相殺充当

上記 2 の自働債権を上記 3 の受働債権に充当する。

この結果、上記 3 の受働債権のうち、

円が貴社が香川県広域

水道企業団に対して有する請負代金請求権となる。

令和 年 月 日

殿

受注者

相殺通知受領書

令和 年 月 日付けで通知された下記工事の相殺通知書を受領しました。

記

1 工事名

2 工期

総合評価方式における加算点の評価結果表

適用区分：施工計画型
 工事名：〇〇工事
 工事場所：〇〇市
 入札締切日：令和 年 月 日
 開札日：令和 年 月 日

番号	商号又は名称	所在地	技術提案			施工計画					小計	企業の 施工能力	配置予定 技術者	社会性・ 地理的条 件	得点 合計		
			本体構造 物の品質 管理方法 の適切 性	安全対策 等に関し 考へる べき事 項への 適切性	環境・安 全対策等 社会的要 請に関す る事項へ の適切性												
1	〇〇建設	〇〇市				(※)	(※)	(※)					60	40	20	65	185
2	〇〇建設	〇〇市				10	0	20					30	30	10	40	110
		以上 2社															

!「施工計画型」総合評価における「総合評価方式における加算点の評価結果表」の例です。

※網掛け項目は評価なし

総合評価方式における「地球温暖化対策（CO₂排出量削減）」に関する評価の概要

1. 評価の目的

建設産業は CO₂ を大量に排出する産業であり、中でもコンクリート起源の CO₂ 排出量が多量であることが知られている。このため、建設工事で用いる生コンクリートについて、その製造・輸送等の過程における CO₂ 排出量を算出し、総合評価方式において評価することにより、環境への負荷低減を図ることを目的とするものである。

2. 対象となる工事

技術提案型及び施工計画型の総合評価方式を適用する工事のうち、コンクリート使用量が多く、コンクリート起源の CO₂ 削減効果が期待できる工事とし、入札公告において指定する。

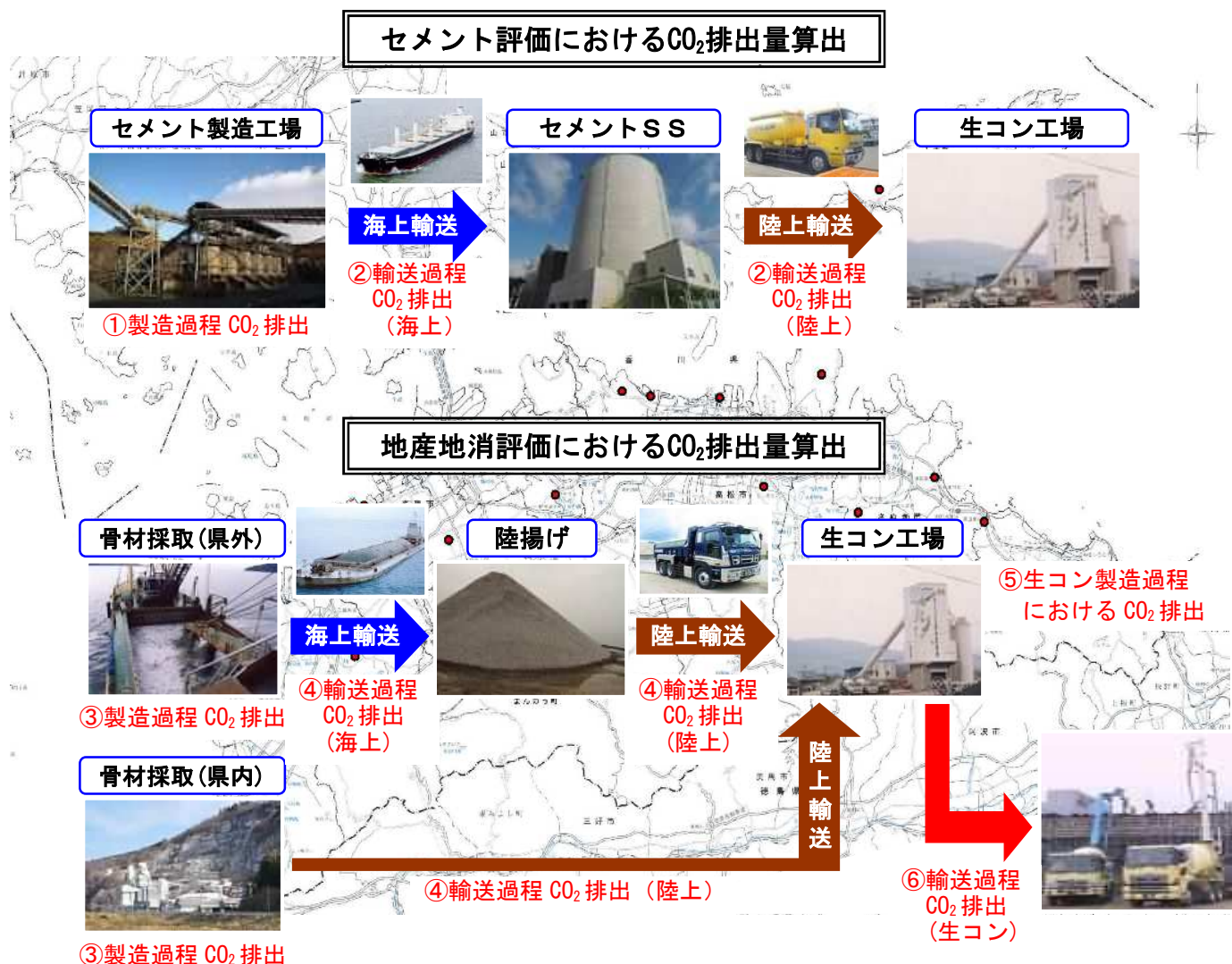
3. CO₂ 排出量削減の評価内容

1) セメントに係る CO₂ 排出量削減の取組における評価（以下「セメント評価」という。）

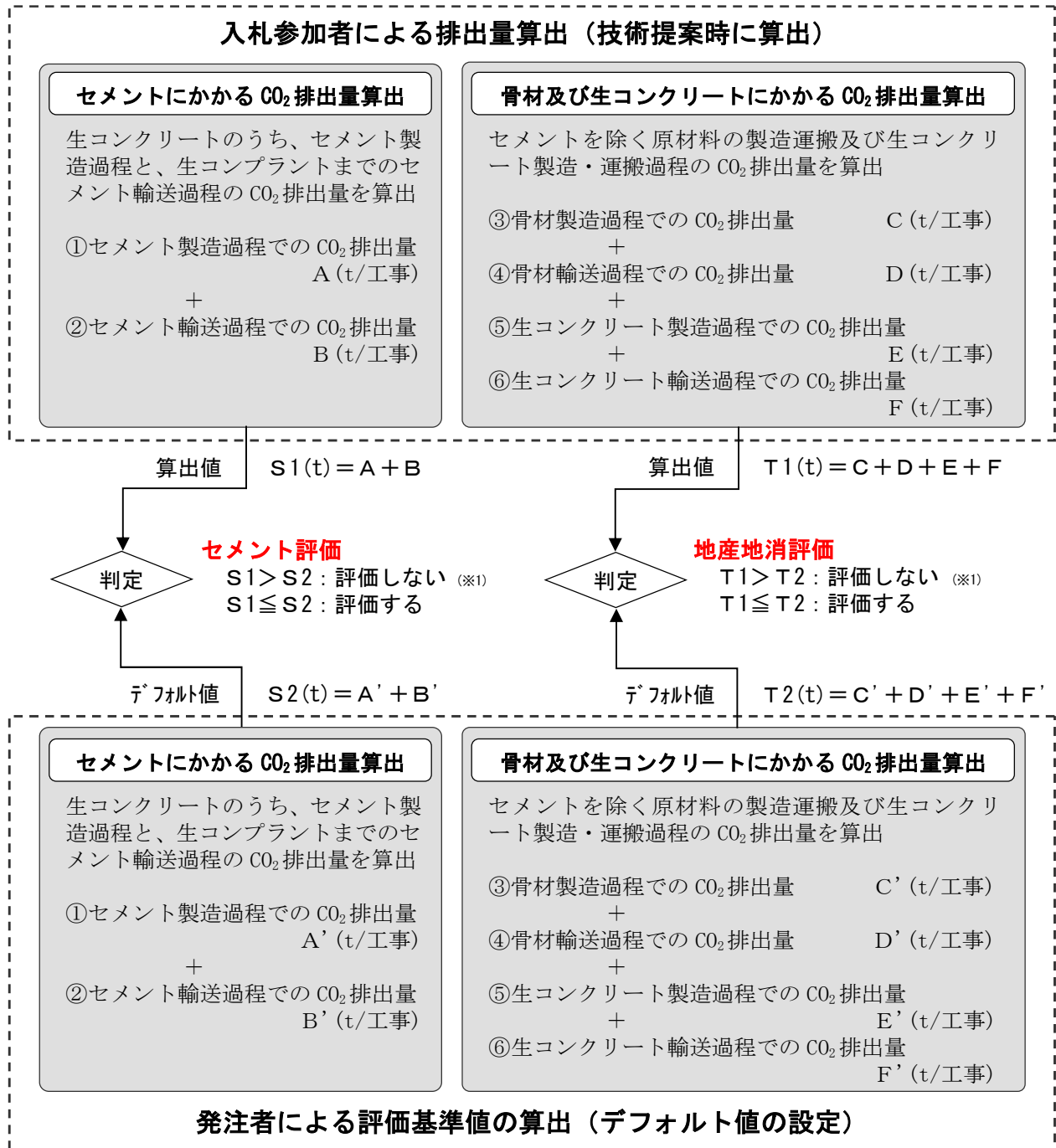
セメント製造・輸送を起源とする単位コンクリート当りの CO₂ 排出量削減について評価する。

2) 骨材及び生コンクリートの CO₂ 排出量削減の取組における評価（以下「地産地消評価」という。）

骨材製造、輸送及び生コンクリート製造・輸送を起源とする単位コンクリート当りの CO₂ 排出量削減について評価する。



4. CO₂削減評価のイメージ



※1) CO₂ 排出量がデフォルト値以下であっても、その算出根拠が明確でない場合は評価しない場合がある。

5. CO₂ 排出量の算定方法

1) セメント評価

① セメント製造過程の CO₂ 排出量

原料採掘からセメント製造までの過程における CO₂ 排出量を算出するものであるが、現時点において、セメント工場毎、セメント種別毎の CO₂ 排出原単位が公表されていないため、企業団が定めるデフォルト値（評価基準値）を用いてもよい。

② セメント輸送過程の CO₂ 排出量

セメント工場から生コンクリート工場までのセメント輸送過程（海上輸送及び陸上輸送）にお

ける CO₂ 排出量について、入札公告において明示する原単位を用いて算出する。

算出に用いる輸送距離については、生コンクリート工場が発行する「生コンクリート資材等に関する輸送証明書」に記載された距離を用いなければならない。

● 算出方法について

上記①による算出値を a (kg/t)、②による算出値を b (kg/t) とすると、単位コンクリート当りの CO₂ 排出量 x (kg/m³) は、

$$x \text{ (kg/m}^3\text{)} = (a + b) \times \text{単位セメント量(t/m}^3\text{)}$$

対象工事における生コンクリート使用量を y (m³) とすると、工事全体の CO₂ 排出量 S1(t) は、

$$S1 = x \times y \div 1,000 \quad \text{で求められる。}$$

なお、算出に用いる「CO₂ 排出量計算シート」については、入札公告において明示する。

2) 地産地消評価

③ 骨材製造過程の CO₂ 排出量

骨材製造過程の CO₂ 排出量は、骨材プラントにおける消費電力や消費燃料等から求めることを原則とするが、算出が困難な場合は企業団が定めるデフォルト値（評価基準値）を用いてもよい。

④ 骨材輸送過程の CO₂ 排出量

骨材プラント（産出地）から生コンクリート工場までの骨材輸送過程（海上輸送及び陸上輸送）における CO₂ の排出量について、入札公告において明示する原単位を用いて算出する。

算出に用いる輸送距離については、生コンクリート工場が発行する「生コンクリート資材等に関する輸送証明書」に記載された距離を用いなければならない。

⑤ 生コンクリート製造過程の CO₂ 排出量

生コンクリート製造過程の CO₂ 排出量は、当該工場における消費電力及び消費燃料等から求めることを原則とするが、算出が困難な場合は企業団が定めるデフォルト値（評価基準値）を用いてもよい。

⑥ 生コンクリート輸送過程の CO₂ 排出量

生コンクリート工場から工事現場までの生コンクリート輸送過程（陸上輸送）における CO₂ の排出量について、入札公告において明示する原単位を用いて算出する。

算出に用いる輸送距離については、生コンクリート工場が発行する「生コンクリート資材等に関する輸送証明書」に記載された距離を用いなければならない。

● 算出方法について

上記③による算出値を c (kg/m³)、④による算出値を d (kg/m³)、⑤による算出値を e (kg/m³)、⑥による算出値を f (kg/m³) とし、対象工事における生コンクリート使用量を y (m³) とすると、工事全体の CO₂ 排出量 T1(t) は、

$$T1 = (c + d + e + f) \times y \div 1,000 \quad \text{で求められる。}$$

なお、算出に用いる「CO₂ 排出量計算シート」については、入札公告において明示する。

6. CO₂排出量削減の評価方法

1) セメント評価

上記に基づき算出した「S1」の算出方法及び算出根拠について審査し、CO₂排出量の算出根拠が明確であり、かつその算出値が企業団において設定するデフォルト値（評価基準値）「S2」以下であった場合、CO₂排出量の削減効果があると認め、評価することとする。

2) 地産地消評価

上記に基づき算出した「T1」の算出方法及び算出根拠について審査し、CO₂排出量の算出根拠が明確であり、その算出値が企業団において設定するデフォルト値（評価基準値）「T2」以下であった場合、CO₂排出量の削減効果があると認め、評価することとする。

7. 提案時提出資料等

① CO₂排出量計算シート（入札参加業者による技術提案）

工事で使用を予定している生コンクリートについて、配合に関しては、下記③の「配合計画書」に基づき記載するものとし、使用材料の輸送距離に関しては、生コンクリート工場が発行する下記②の「輸送証明書」もしくは「独自算出した輸送距離」に基づき記載すること。

② 生コンクリート資材等に関する輸送証明書

使用予定の生コンクリート製造工場が発行する上記の証明書（※2）を提出すること。
ただし、生コンクリート工場からの輸送証明が得られない場合は、提案に用いる下記③の配合計画書に記載された、各材料の産地から生コンクリート工場までの輸送距離（海上・陸上別）、及び採用する生コンクリート工場から工事現場までの輸送距離を算出し、提案に用いることができる。この場合、輸送距離の算出根拠（材料毎の算出経路、距離、及び距離算出に用いたソフトウェア名等）、及び輸送方法（海上輸送の場合は船舶の最大積載重量、輸送間港湾名。陸上輸送の場合は、輸送機械名と規格）など輸送証明書にある項目を記載し、任意様式により提出すること。

※2 輸送証明書は、（参考資料）記載例のとおり、輸送距離、船舶の最大積載重量や輸送機械名の規格など、CO₂排出量計算シートの作成に必要な項目の記入漏れがないようにすること。
また、記載内容の数値等が異常な場合は、CO₂排出量計算シートの根拠として認めることができないため、注意すること。

③ 配合計画書

使用を予定している生コンクリートの配合計画書を提出すること。

8. 履行確認（落札業者による証明）

提案内容が加点評価された場合、工事完了時に履行確認に係る下記の資料を提出すること。

① CO₂ 排出量計算シート（履行確認）

実際に使用した生コンクリートについて、配合に関しては、下記③の「配合計画書」に基づき記載するものとし、使用材料の輸送距離に関しては、生コンクリート工場が発行する下記②の「輸送証明書」もしくは「独自算出した輸送距離」に基づき記載すること。

② 生コンクリート資材等に関する輸送証明書

a) 提案時と実際に使用した生コンクリートの製造工場が同一である場合

実際に使用した生コンクリート製造工場が提案時と同一工場であり、かつ配合計画に変更がない場合は、輸送証明書もしくは輸送距離算出根拠の提出を省略できるものとする。

b) 提案時と実際に使用した生コンクリートの製造工場が異なる場合

納入工場からの輸送証明書を添付すること。

ただし、納入工場からの輸送証明が得られない場合は、下記③の配合計画書に記載された、各材料の産地から生コンクリート工場までの輸送距離（海上・陸上別）、及び採用する生コンクリート工場から工事現場までの輸送距離を算出し、算出根拠（提案時と同様のもの）と併せて提出すること。

③ 配合計画書

実際に使用した生コンクリートの配合計画書を提出すること。

9. 評価マニュアルについて

詳細な評価マニュアルは、公告時添付資料の「総合評価方式におけるコンクリート起源 CO₂ 削減評価マニュアル」を参照すること。

なお評価の担保については、手引き 27 ページのとおりである。

墜落事故等防止取組計画

建設工事における墜落等の事故防止を目指し、工事現場の事故防止対策を実施するとともに、労働者一人一人が労働災害の防止に努めるため、以下の取組計画を実践します。

1. 安全教育の推進

(1) 建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全教育の実施

【安全教育に関する取組】

共通仕様書に規定する、月当たり半日以上の安全教育以外に、以下の取組を実施します。

表内に少なくとも1項目は記載すること!!

項目	取組内容	実施頻度
TBM・KY	日常的な危険予知活動の実施	1回/毎日
新規入場者教育	面接ミーティングや資格・免許等の確認	その都度
リスクアセスメント	施工計画書内にあるリスクアセスメントに関する内容の周知	1回/週

イ 技能者等に対する再教育の推進

ウ 現場管理者等に対する教育の推進

任意の取組内容がある場合は記載すること。

2. 重機事故防止対策

(1) 重機との接触事故の防止対策の推進

3. 足場からの墜落事故防止対策

(1) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成27年5月）」（以下「要綱」という。）及び「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」に基づき、足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置する。

4. 飛来落下事故防止対策

(1) チェックリスト等による玉掛け方法や玉掛け用具の点検を図る。

重機使用や足場使用や飛来落下に対する事故防止対策が必要な工事の場合において、任意の取組計画がある場合は記載すること。該当が無い場合は項目毎に「該当無し」と記載すること。

香川県高松市A町123-4
 ○○建設株式会社
 (代表者氏名) ○○○○

※取組計画はA4サイズ1枚で作成すること。

【参考】「平成25年度における建設工事故防止のための重点対策の実施について（国土交通省 平成25年3月）」を手引101ページに添付しますので、取組計画策定時の参考としてください。

交通事故防止取組計画

工事施工中の交通事故防止を目指すとともに、一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、現場における有効な交通事故防止措置や交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図るなどの効果的な対策・活動を行うため、以下の取組計画を実践します。

1. 現道での工事施工における交通事故防止対策

(この計画において「現道」とは、一般の交通に供する道路のことであり、企業団敷地内は含まない。)

(1) 現道での作業があるため、以下の交通事故防止対策を実施します。

- 施工箇所に回転灯、電光表示板等を設置する。
- 施工箇所の手前に工事予告看板を設置する。
- 施工箇所の手前に衝撃吸収緩和材を設置する。
- 施工箇所をカラーコーン等で明確にする。
- その他 (交通誘導員を配置し、一般通行車両を安全に誘導する。)

(1) 又は (2) のどちらかを選択すること!!

(1) を選択した場合は、実施する項目を選択すること!!
選択肢に無い場合は、その他を選択し対策内容を記載すること!!

(2) 現道での作業はありません。

浄水場等の企業団敷地内のみでの工事の場合はこちらを選択してください。

左記の項目内容は必ず記載すること!!

2. 交通安全活動への取組 (宣言)

- (1) 全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。
- (2) 全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。
- (3) 県警が実施する「セーフティリーダー車運動」事業に参加します。
- (4) 交通安全教育推進隊等が実施する参加・体験型の交通安全教室を開催します。
- (5) 無事故・無違反を目指す「交通マナーアップコンテスト」に参加します。

任意の取組内容がある場合は記載すること。

3. 交通安全活動の指導

- (1) 資材納入業者等工事関係者に対して、交通安全活動を指導します。

3. の該当がない場合は「該当無し」と記載すること。

香川県高松市A町123-4
〇〇建設株式会社
(代表者氏名) 〇〇〇〇

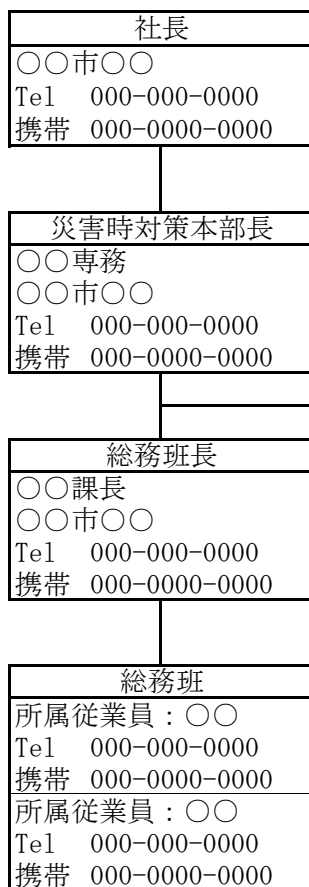
※取組計画はA4サイズ1枚で作成すること。

(参考)
交通安全教育推進隊による交通安全教育、セーフティリーダー車運動、交通マナーアップコンテストに関する情報は、県及び県警察のホームページ等で確認してください。

【参考】技術提案書様式第3-2号「災害時の活動体制」における連絡体制表等の記載例

○緊急時の社内の連絡体制表

緊急時の組織体制と指揮命令系統について記載すること。



【記載上の注意】

- ・社内の連絡体制について記載すること。(発注機関や公共施設等の記載は不要。)
- ・班編成、役職名及び役割名等は、会社の体制に合わせた名称を適宜記載すること。
- ・本資料は、あくまでも本工事における総合評価のみに使用するものであり、対外的に公表するものではないが、携帯電話番号等個人情報に関する記載内容は任意とする。
- ・指揮命令系統的なものではなく、単なる一覧表的なものについては、命令系統が判断できないため、評価対象としない。
- ・記載内容が簡易すぎて連絡体制が確認できない場合は、評価できない場合がある。

○自社で保有している資機材等の一覧表

自社が保有している人員や資機材について記載すること。

資源名	種類	人数・数量	保有場所
人員	社員	〇〇人	【記載例：〇〇市〇〇町〇〇】
	一般世話役	〇〇人	
	特殊運転手	〇〇人	
	普通作業員	〇〇人	
機材	〇〇m ³ 級バックホ	〇〇台	【記載例：〇〇市〇〇町〇〇】
	〇〇tタンポトラック	〇〇台	
資材	土のう袋	〇〇袋	【記載例：〇〇市〇〇町〇〇（自社保有倉庫）】
	ブルーシート	〇〇枚	

【記載上の注意】

- ・表内の名称等は、会社の保有状況に応じて、適宜記載すること。また、必要に応じて行挿入等を行うこと。
- ・記載内容は、あくまでも災害時等の緊急時に必要な範囲で構わないものとする。
- ・「人員」、「機材」、「資材」の3つの資源については、必ず記載することとし、いずれかでも記載がない場合は評価されません。
- ・本資料は、災害時の応急活動体制を確認するものであるため、「機材」「資材」の保有場所が記載されていない場合、記載されていても、保有場所が特定できない場合、また保有場所が遠方であり、災害等緊急時に使用できない可能性があると考えられる場合、記載された機材・資材が軽微なもの（例えば、懐中電灯等）であり、災害時の応急活動が困難と考えられる場合は、評価できない場合がある。
- ・「資材」について、企業団と災害協定を締結している団体の共有資材として倉庫等に保有している場合は、その旨を記載すること。 記載例：「〇〇市〇〇町（〇〇協会〇〇支部として保有）」

本様式は、施工前に作成し、施工計画書に差し込んでください。

様式第4-3-1号（墜落事故）

記載要領

墜落事故等防止取組計画【1】 実施計画書

本計画を実施する時間帯として
代表的な時刻を記載すること。

（作業開始時刻：午前 時 分／作業終了時刻：午後 時 分）

1. 安全教育の推進

(1) 建設事業者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全教育の実施

【取組内容】

安全教育に関する取組として、共通仕様書に規定する、月当たり半日以上
の安全教育以外に、以下の取組を実施します。

項目	取組内容	実施頻度
	(入札時に提出した取組計画に記載した内容を転記してください。)	

【履行確認者氏名】

【自主点検実施者氏名】

【取組計画等】

○履行確認のための提出資料について

- ・写真、チェックリスト等、竣工時の履行確認のために必要な資料提出の提案がある場合は、具体的に記載してください。

同一人物でも構いません。

イ ○○○○

任意の取組計画がある場合は記載すること。取組計画が無い場合は、削除すること。

【取組内容】

(入札時に提出した取組計画に記載した内容を転記してください。)

【履行確認者氏名】

【自主点検実施者氏名】

【取組計画等】

- ・具体的な取組内容について記載してください。

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

墜落事故等防止取組計画【1】 実施計画書

（作業開始時刻：午前8時00分／作業終了時刻：午後5時00分）

1. 安全教育の推進		
(1) 建設事業者等を対象とした安全教育の推進		
ア 建設従事者に対する安全教育の実施		
【取組内容】 安全教育に関する取組として、共通仕様書に規定する、月当たり半日以上安全教育以外に、以下の取組を実施します。		
項目	取組内容	実施頻度
①TBM・KY	日常的な危険予知活動の実施	1回／毎日
②新規入場者教育	面接ミーティングや資格・免許等の確認	その都度
③リスクアセスメント	施工計画書内にあるリスクアセスメントに関する内容の周知	1回／週
【履行確認者氏名】香川 サヌキ		【自主点検実施者氏名】サンポート 太郎
【実施計画等】 (履行確認のための提出資料) ①～③ 実施状況写真（代表的な写真を1枚）及びチェックリスト（取組対象日分全ての記載があるリスト）を提出する。		
イ 技能者等に対する再教育の推進		任意の取組計画がある場合は記載すること。 取組計画が無い場合は、削除すること。
【取組内容】 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了し5年以上経過している者あるいは足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けてから5年以上経過している者に、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講させます。		
【履行確認者氏名】香川 サヌキ		【自主点検実施者氏名】サンポート 太郎
【取組計画等】 ・受講対象者である○○○○及び□□□□に足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講させ、修了証のコピーを提出します。		

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

本様式は、施工前に作成し、施工計画書に差し込んでください。
 該当が無い場合は、作成する必要はありません。

記載要領

様式第4-3-2号（墜落事故）

墜落事故等防止取組計画【2】 実施計画書

本計画を実施する時間帯として
 代表的な時刻を記載すること。

(作業開始時刻:午前 時 分/作業終了時刻:午後 時 分)

2. 重機事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
(入札時に提出した取組計画に記載した内容を転記してください。)	
【履行確認者氏名】	【対策実施責任者氏名】
【実施計画等】	
<p>・具体的な対策内容について記載してください。任意の取組計画が無い場合は、【対策内容】欄には「該当無し」と記載し、【履行確認者氏名】、【自主点検実施者氏名】及び【実施計画等】欄は空欄としてください。</p>	
<p>任意の取組計画がある場合は記載すること。該当が無い場合は、「該当無し」と記載すること。</p> <p>同一人物でも構いません。</p>	
3. 足場からの墜落事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【対策実施責任者氏名】
【実施計画等】	
4. 飛来落下事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	

記載要領は、上記と同様です。

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

墜落事故等防止取組計画【2】 実施計画書

（作業開始時刻：午前8時00分／作業終了時刻：午後5時00分）

2. 重機事故防止対策	
（1）重機との接触事故の防止対策の推進	
【取組内容】 毎朝の作業開始時の朝礼において、作業員全員で「誘導なしではバックしない」ことを宣言する。	
【履行確認者氏名】香川 サヌキ	【対策実施責任者氏名】サンポート 太郎
【実施計画等】 現場事務所前で毎朝実施する朝礼で、「誘導なしではバックしない」と大きな声で宣言する。	
3. 足場からの墜落事故防止対策	
（1）足場からの墜落事故の防止対策の推進	
【取組内容】 足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置する。	
【履行確認者氏名】香川 サヌキ	【対策実施責任者氏名】サンポート 太郎
【実施計画等】 足場の施工にあたり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成27年5月）」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置する。	
4. 飛来落下事故防止対策	
（1）玉掛け方法や玉掛け用具の点検	
【取組内容】 玉掛け方法や玉掛け用具の点検を行う。	
【履行確認者氏名】香川 サヌキ	【取組実施責任者氏名】サンポート 太郎
【取組計画等】 玉掛け作業におけるチェックリストを作成し、作業前の用具の点検や作業が適切に行われているかについてチェックします。	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

本様式は、施工前に作成し、施工計画書に差し込んでください。

記載要領

様式第4-3-1号（交通事故）

交通事故防止取組計画【1】 実施計画書

本計画を実施する時間帯として
代表的な時刻を記載すること。

(作業開始時刻：午前 時 分 / 作業終了時刻：午後 時 分)

1. 現道での工事施工における交通事故防止対策

1) ○○○○

【対策内容】

(入札時に提出した取組計画に記載した内容を転記してください。)

該当がある場合は記載すること。
該当が無い場合は、「該当無し」と
記載すること。

【履行確認者氏名】

【自主点検実施者氏名】

【実施計画等】

○対策内容の自主点検・履行確認の方法、頻度について

同一人物でも構いません。

(方法)

- ・自主点検の内容、確認方法（目視を含む）を具体的に記載してください。

(頻度)

- ・履行確認の頻度（○回／月（以上））、○○の段階で実施等）を具体的に記載してください。

○履行確認のための提出資料について

- ・写真、チェックリスト等、竣工時の履行確認のために必要な資料提出の提案がある場合は、具体的に記載してください。

※工事施工場所が現道を含まない場合は、【対策内容】欄には「該当無し」と記載し、【履行確認者氏名】、【自主点検実施者氏名】及び【実施計画等】欄は空欄としてください。

2) ○○○○

【対策内容】

(入札時に提出した取組計画に記載した内容を転記してください。)

【履行確認者氏名】

【自主点検実施者氏名】

【実施計画等】

(記載要領は、上記と同様です。)

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

交通事故防止取組計画【1】 実施計画書

(作業開始時刻:午前 8 時 0 0 分/作業終了時刻:午後 5 時 0 0 分)

1. 現道での工事施工における交通事故防止対策	
1) 施工箇所の手前に工事予告看板を設置する	対策内容の提案がある場合の記載例。 該当が無い場合は、「該当無し」と記載すること。
【対策内容】 工事予告看板の適正な配置	
【履行確認者氏名】香川 サヌキ	【自主点検実施者氏名】サンポート 太郎
【実施計画等】 (自主点検の内容) 工事予告看板が一般運転手や歩行者等に見えやすい場所に配置され、安易に転倒しない対策を講じているかどうかを点検する。 (確認の方法及び頻度) 毎日の作業開始時に、自主点検実施者が目視確認及び触っての確認を行う。 (履行確認のための提出資料) 点検状況写真(代表的な写真を1枚)、チェックリスト(点検対象日分全ての記載があるリスト)を提出する。	
【対策内容】	
【履行確認者氏名】	【自主点検実施者氏名】
【実施計画等】	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

本様式は、施工前に作成し、施工計画書に差し込んでください。

記載要領

様式第4-3-2号（交通事故）

交通事故防止取組計画【2】 実施計画書

本計画を実施する時間帯として
代表的な時刻を記載すること。

(作業開始時刻：午前 時 分/作業終了時刻：午後 時 分)

2. 交通安全活動への取組（宣言）		必須項目なので必ず記載すること。
(1) 全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。		
【取組内容】 (宣言に対して取り組む内容を具体的に記載してください。)		
【履行確認者氏名】 ○○ ○○	【取組実施責任者氏名】 ○○ ○○	
【取組計画等】		同一人物でも構いません。
・具体的な取組内容について記載してください。		
(2) 全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。		
【取組内容】		必須項目なので必ず記載すること。
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】	
【取組計画等】		
(3)		入札時に提出した取組計画に任意の取組内容を記載した場合は、(3)以降に記載すること。
【取組内容】	【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】		
【取組内容】		
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】	
【取組計画等】		

記載要領は、上記と同様です。

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

※上記（1）、（2）以外で、任意の取組内容がある場合は、記載要領を参考に作成すること。

交通事故防止取組計画【2】 実施計画書

(作業開始時刻:午前8時00分/作業終了時刻:午後5時00分)

2. 交通安全活動への取組(宣言)	
(1) 全作業員が、無事故・無違反を目指します。	
【取組内容】 毎朝の作業開始時の朝礼において、作業員全員で、無事故・無違反を目指すことを宣言する。	
【履行確認者氏名】香川 サヌキ	【取組実施責任者氏名】サンポート 太郎
【取組計画等】 現場事務所前で毎朝実施する朝礼で、無事故・無違反を目指すことを大きな声で宣言する。	
(2) 全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。	
【取組内容】 社内の安全教育において、交通安全教育に関するビデオ等を利用し、全作業員に対して交通安全に関する安全教育を実施する。	
【履行確認者氏名】香川 サヌキ	【取組実施責任者氏名】サンポート 太郎
【取組計画等】 県警交通企画課からの貸出しによる交通安全教育用のビデオを作業員で視聴し、視聴後に意見交換等を実施する。	
(3) 県警が実施する「セーフティリーダー車運動」事業に参加します。	
【取組内容】 社用車25台のうち、5台を事業所セーフティリーダー車に指定し、香川県警察本部にセーフティリーダー車運動推進事業所参加申込書を提出する。	
【履行確認者氏名】香川 サヌキ	【取組実施責任者氏名】サンポート 太郎
【取組計画等】 社内のセーフティリーダー車運転者には、始業時に安全運転実践事項を唱和して、交通安全意識の高揚を図る。	
(4) 交通安全教育推進隊等が実施する参加・体験・実践型の交通教室を開催します。	
【取組内容】 事業所において年間1回以上、警察本部やJAF等と連携した交通安全教育資機材を活用した、参加・体験・実践型の交通教室を開催する。	
【履行確認者氏名】香川 サヌキ	【取組実施責任者氏名】サンポート 太郎
【取組計画等】 7月の労働安全週間中に、県警察の交通安全教育推進隊を招いて、交通安全教育車による参加・体験型の交通教室を開催し、社員の安全運転意識の啓発を図る。	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

交通事故防止取組計画【2】 実施計画書

(作業開始時刻:午前8時00分/作業終了時刻:午後5時00分)

2. 交通安全活動への取組(宣言)	
(5) 無事故・無違反を目指す「交通マナーアップコンテスト」に参加します。	
【取組内容】 社員の交通安全意識を高め、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるため、事業所ぐるみで「交通マナーアップコンテスト」に参加し、無事故無違反の達成を目指す。	
【履行確認者氏名】香川 サヌキ	【取組実施責任者氏名】サンポート 太郎
【取組計画等】 「交通マナーアップコンテスト」の開催趣旨に賛同し、社員○人(○チーム)がコンテストに参加するとともに全チームの無事故無違反の達成を目指します。 あわせて、早めのライト点灯や子どもや高齢者を見かけたら速度を落とすなどの優しい運転を励行するなど、交通マナーアップに努めます。	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

交通事故防止取組計画【2】 実施計画書

（作業開始時刻：午前8時00分／作業終了時刻：午後5時00分）

3. 交通安全活動の指導	
(1) 資材納入業者等工事関係者に対して、交通安全活動を指導します。	
【取組内容】 交通ルールを遵守して安全運転に心がけるよう働きかける。	
【履行確認者氏名】 香川 サヌキ	【取組実施責任者氏名】 サンポート 太郎
【取組計画等】 交通安全ルールを守り、交通マナーの向上に努めてもらうよう、各会社に意識啓発のチラシを配布する。	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

本様式は、竣工時に監督員に提出してください。

記載要領

様式第4-4-1号（墜落事故）

総括監督員が押印

墜落事故等防止取組計画【1】 履行確認表

発注者履行確認欄

1. 安全教育の推進

(1) 建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全教育の実施

【対策内容】

安全教育に関する取組として、共通仕様書に規定する、月当たり半日以上安全教育以外に、以下の取組を実施します。

項目	取組内容	実施頻度

【履行確認者氏名】

【写真撮影日】

年 月 日

【履行確認者所見】

【実施状況写真】

・提案内容の履行確認時の状況について、所見を記載してください。

(〇〇について、△△がなされていた 等)

(写真貼付)

※実施計画書（様式第4-3-1号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

様式第4-4-1号（墜落事故）

墜落事故等防止取組計画【1】 履行確認表

発注者履行確認欄

1. 安全教育の推進		
(1) 建設従事者等を対象とした安全教育の推進		
ア 建設従事者に対する安全教育の実施		
【対策内容】 安全教育に関する取組として、共通仕様書に規定する、月当たり半日以上安全教育以外に、以下の取組を実施します。		
項目	取組内容	実施頻度
①TBM・KY	日常的な危険予知活動の実施	1回／毎日
②新規入場者教育	面接ミーティングや資格・免許等の確認	その都度
③リスクアセスメント	施工計画書内にあるリスクアセスメントに関する内容の周知	1回／週
【履行確認者氏名】 香川 サヌキ		【写真撮影日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【履行確認者所見】 朝礼時にTBM及びKY活動が実施されていた。また、新規入場者がいるときは、新規入場者教育も行われていた。 毎週月曜日、リスクアセスメントに関する周知がなされていた。	【実施状況写真】 (実施状況が分かる写真を添付すること写真貼付)	

※実施計画書（様式第4-3-1号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

本様式は、竣工時に監督員に提出してください。
 該当が無い場合は、作成する必要はありません。

記載要領

様式第4-4-2号（墜落事故）

総括監督員が押印

墜落事故等防止取組計画【2】 履行確認表

発注者履行確認欄

2. 重機事故防止対策

(1) ○○○○

任意の取組計画がある場合は記載すること。該当が無い場合は、「該当無し」と記載すること。

【取組内容】

(入札時に提出した取組計画に記載した内容を転記してください。)

【履行確認者氏名】

【写真撮影日】

年 月 日

【履行確認者所見】

【対策状況写真】

・提案内容の履行確認時の状況について、所見を記載してください。
 (○○について、△△がなされていた 等)

(写真貼付)

3. 足場からの墜落事故防止対策

(1) ○○○○

【取組内容】

【履行確認者氏名】

【写真撮影日】

年 月 日

【履行確認者所見】

【対策状況写真】

記載要領は、上記と同様です。

※実施計画書（様式第4-3-2号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

様式第4-4-2号（墜落事故）

墜落事故等防止取組計画【2】 履行確認表

発注者履行確認欄

2. 重機事故防止対策	
(1) 重機との接触事故の防止対策の推進	
【取組内容】 毎朝の作業開始時の朝礼において、作業員全員で「誘導なしではバックしない」ことを宣言する。	
【履行確認者氏名】 香川 サヌキ	【写真撮影日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【履行確認者所見】 現場事務所前で実施する朝礼で、全員が大きな声で真面目に宣言し、意識付けを行った。	【対策状況写真】 (実施状況が分かる写真を貼付すること。)
3. 足場からの墜落事故防止対策	
(1) 足場からの墜落事故の防止対策の推進	
【取組内容】 足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置する。	
【履行確認者氏名】 香川 サヌキ	【写真撮影日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【履行確認者所見】 足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものが設置されていた。	【対策状況写真】 (実施状況が分かる写真を貼付すること。)

※実施計画書（様式第4-3-2号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

本様式は、竣工時に監督員に提出してください。

記載要領

様式第4-4-1号 (交通事故)

総括監督員が押印

交通事故防止取組計画【1】 履行確認表

発注者履行確認欄

1. 現道での工事施工における交通事故防止対策		該当がある場合は記載すること。 該当が無い場合は、「該当無し」と記載すること。
1) ○○○○		
【対策内容】 (入札時に提出した取組計画に記載した内容を転記してください。)		
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日	
【履行確認者所見】 ・提案内容の履行確認時の状況について、所見を記載してください。 (○○について、△△がなされていた 等)	【実施状況写真】 (写真貼付)	
2) ○○○○		
【対策内容】		
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日	
【履行確認者所見】	【実施状況写真】	

記載要領は、上記と同様です。

※実施計画書(様式第4-3-1号)において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

様式第4-4-1号（交通事故）

交通事故防止取組計画【1】 履行確認表

発注者履行確認欄

1. 現道での工事施工における交通事故防止対策	
1) 施工箇所の手前に工事予告看板を設置する	対策内容の提案がある場合の記載例。
【対策内容】 工事予告看板の適正な配置	該当が無い場合は、「該当無し」と記載すること。
【履行確認者氏名】 香川 サヌキ	【写真撮影日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【履行確認者所見】 工事予告看板は通行者が認知しやすい場所に、安定した構造で配置されていた。	【実施状況写真】 (実施状況が分かる写真を貼付すること。)
【対策内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】
【履行確認者所見】	【実施状況写真】

※実施計画書（様式第4-3-1号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

本様式は、竣工時に監督員に提出してください。

記載要領

様式第4-4-2号(交通事故)

総括監督員が押印

交通事故防止取組計画【2】 履行確認表

発注者履行確認欄

2. 交通安全活動への取組(宣言)

(1) 全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。

【取組内容】 (宣言に対して取り組んだ内容を具体的に記載してください。) 必須項目なので必ず記載すること。

【履行確認者氏名】 【写真撮影日】 年 月 日

【履行確認者所見】 【取組状況写真】 (写真貼付) 必須項目なので必ず記載すること。

(2) 全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。

【取組内容】 (宣言に対して取り組んだ内容を具体的に記載してください。)

【履行確認者氏名】 【写真撮影日】 年 月 日

【履行確認者所見】 【取組状況写真】 (写真貼付)

※実施計画書(様式第4-3-2号)において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

様式第4-4-2号（交通事故）

交通事故防止取組計画【2】 履行確認表

発注者履行確認欄

2. 交通安全活動への取組（宣言）	
(1) 全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。	
【取組内容】 毎日の作業開始時の朝礼において、作業員全員で無事故・無違反を目指すことを宣言した。	
【履行確認者氏名】 香川 サヌキ	【写真撮影日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【履行確認者所見】 現場事務所前で実施する朝礼で、全員が大きな声で真面目に宣言し、意識付けを行った。	【取組状況写真】 (実施状況が分かる写真を貼付すること。)
(2) 全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。	
【取組内容】 社内の安全教育の場において、交通安全教育に関するビデオ等を利用し、全作業員に対して交通安全に関する安全教育を実施した。	
【履行確認者氏名】 香川 サヌキ	【写真撮影日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【履行確認者所見】 県警交通企画課から借りた交通安全教育用のビデオを従業員で視聴し、視聴後に意見交換等を実施した。	【取組状況写真】 (実施状況が分かる写真を貼付すること。)
【別添資料】 ・参加者名簿	

※実施計画書（様式第4-3-2号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

様式第4-4-2号(交通事故)

交通事故防止取組計画【2】 履行確認表

発注者履行確認欄

2. 交通安全活動への取組(宣言)	
(3) 県警が実施する「セーフティリーダー車運動」事業に参加します。	
【取組内容】 社用車25台のうち、5台を事業所セーフティリーダー車に指定し、県警交通企画課にセーフティリーダー車運動推進事業所参加申込書を提出した。	
【履行確認者氏名】 香川 サヌキ	【写真撮影日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【履行確認者所見】 社有車5台をセーフティリーダー車に指定して啓発マグネットシートを貼付するとともに、運転者には制限速度内での安全走行を指導した。	【取組状況写真】 (実施状況が分かる写真を貼付すること。)
(4) 交通安全教育推進隊等が実施する参加・体験・実践型の交通教室を開催します。	
【取組内容】 7月の労働安全週間中に、県警察の交通安全教育推進隊を招いて、交通安全教育車による参加・体験型の交通教室を開催し、社員の安全運転意識の啓発を図った。	
【履行確認者氏名】 香川 サヌキ	【写真撮影日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【履行確認者所見】 県警に交通安全教育推進隊の派遣を依頼し、7月1日当社駐車場において、運転シミュレーター等を活用した交通教室を開催し、社員個々の運転診断を実施した。	【取組状況写真】 (実施状況が分かる写真を貼付すること。)

※実施計画書(様式第4-3-2号)において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

様式第4-4-2号（交通事故）

交通事故防止取組計画【2】 履行確認表

発注者履行確認欄

2. 交通安全活動への取組（宣言）	
(5) 無事故・無違反を目指す「交通マナーアップコンテスト」に参加します。	
【取組内容】社員の○名（○チーム）が、「交通マナーアップコンテスト」に参加し、事業所ぐるみで無事故無違反の達成を目指した。	
【履行確認者氏名】 香川 サヌキ	【写真撮影日】 令和○○年○○月○○日
【履行確認者所見】 コンテストの開催周知と参加募集を行ったところ、社員全員（○人）が応募し、9月1日から12月31日までのコンテスト期間中の全チームの無事故・無違反の達成を宣言した。	【取組状況写真】 (参加申込み者名簿、振替払込請求書兼受領証の写し、又はコンテスト申込後「交通マナーアップコンテスト実行委員会」から送付された申込み受付証を撮影した写真を貼付すること。)

※実施計画書（様式第4-3-2号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

交通事故防止取組計画【2】 履行確認表

発注者履行確認欄

3. 交通安全活動の指導	
(1) 資材納入業者等工事関係者に対して、交通安全活動を指導します。	
【取組内容】 交通ルールを遵守して安全運転に心がけるよう働きかけた。	
【履行確認者氏名】 香川 サヌキ	【写真撮影日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【履行確認者所見】 交通安全ルールを守り、交通マナーの向上に努めてもらうよう、各会社に意識啓発のチラシを配布した。 【別添資料】 ・配布チラシ ・配布先業者リスト	【取組状況写真】 (実施状況が分かる写真を貼付すること。)
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【取組状況写真】

※実施計画書(様式第4-3-2号)において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

本様式は、竣工時に監督員に提出してください。

記載要領

様式第4-5号

総括監督員が押印

発注者履行確認欄

【下請けの県内業者の活用】 履行確認表

工事名 : _____

商号又は名称 : _____

加点の有無 : 有 ・ 無

受注者側の確認者を記載すること。

【履行確認者氏名】		【履行最終確認日】	
		令和 年 月 日	
【確 認 内 容】			
①一次下請業者名	②県内・ 県外	③下請工事内容	④資料・ 確認方法
建設業法第2条第4項の規程に基づく下請契約による一次下請業者のみを記載すること。	主たる営業所が、県内か県外かを記載すること。	下請通知書に記載した内容を転記すること。	履行確認した資料及び確認方法を記載すること。 (例) 施工計画書、 施工体制台帳、下請業者との契約書、 現場確認等

以下の該当するチェック欄に「○」印を記入すること。

チェック欄	内 容	履行結果
<input checked="" type="radio"/>	①全ての一次下請けについて、県内に建設業法上の主たる営業所を有する業者を一次下請業者として活用した。	技術提案書の提案のとおり、 履行
<input type="radio"/>	②県内に建設業法上の主たる営業所を有する自社において、工事の全てを自ら施工した。	
<input type="radio"/>	上記①もしくは②について、履行することができなかった。	不履行

履行確認者が該当箇所に○印を記入すること。

【下請けの県内業者の活用】 履行確認表

発注者履行確認欄

工 事 名 : ○○浄水系○○線送水管布設工事

商号又は名称 : ○○建設株式会社

加点の有無 : 有 ・ 無

【履行確認者氏名】		【履行最終確認日】	
現場代理人 サンポート 太郎		令和○○年○○月○○日	
【確 認 内 容】			
①一次下請業者名	②県内・ 県外	③下請工事内容	④資料・ 確認方法
○○工業株式会社	県内	土工 一式 掘削工 ○○m ³	下請通知書、施工体制 台帳、現場確認
○○建設株式会社	県内	仮設工 一式 矢板締切工 ○○m	下請通知書、施工体制 台帳、現場確認

以下の該当するチェック欄に「○」印を記入すること。

チェック欄	内 容	履行結果
○	①全ての一次下請けについて、県内に建設業法上の主たる営業所を有する業者を一次下請業者として活用した。	技術提案書の提案のとおり、 履行
	②県内に建設業法上の主たる営業所を有する自社において、工事の全てを自ら施工した。	
	上記①もしくは②について、履行することができなかった。	不履行

国官技第334号
平成25年 3月29日

各地方整備局企画部長あて
北海道開発局事業振興部長あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

平成25年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

建設工事の事故防止にあたって、国土交通省においては近年の事故の状況等を勘案し、年度ごとに重点対策を実施してきたところである。今般、平成25年度における重点対策として国土交通省の直轄土木工事を対象に下記の「Ⅰ．発注者が実施する対策」を実施することとしたので適切に措置されたい。

なお、「Ⅱ．関係業団体が実施する対策」については、工事全般にわたる事故防止の観点から別途関係業団体に協力を依頼しているものである。

記

I 発注者が実施する対策

1. 交通事故防止重点対策

- これまでに収集した事事故事例、分析結果及び事故防止対策の好事例を周知し、各現場条件に適した事故防止対策を適切に実施できるように安全協議会等において働きかける。

2. 重機事故防止重点対策

- 重機と作業員の接触事故防止対策として、重機の接近を知らせる警報装置を活用する等各現場条件に適した事故防止対策を適切に実施できるように安全協議会等において働きかける。

3. 足場からの墜落事故防止重点対策

- 足場（足場の機能を有する支保工を含む。以下同じ。）の施工にあたり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成24年2月）（以下「要綱」と言う。）」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置すること、足場の安全確認に関する看板を設置すること、及び必要な点検を行うことを安全協議会等において働きかけるとともに、必要に応じその点検結果の確認等を行う。
- 足場の組立完了時等の点検においては、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を活用し、当該足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行うことを安全協議会等に働きかける。十分な知識と経験を有する者とは、「足場等の安全点検の確実な実施について（厚生労働省 平成24年4月）」に示された以下の者が含まれることに留意されたい。
 1. 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
 2. 法第81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 3. 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1又は2に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

4. 法面からの墜落事故防止重点対策
 - ・ 大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて JISA8972（斜面・法面工事用仮設設備）による昇降設備、構台等の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。
5. 飛来落下事故防止重点対策
 - ・ チェックリスト等による玉掛け方法、玉掛け用具の点検を図るように安全協議会等において働きかける。
 - ・ 除草工事など、施工個所外に小石や部材が飛散する恐れのある作業を行う際には、養生を行うなどの適切な飛散防止措置を行うよう働きかける。
6. 工事事務防止に係る広報活動の推進
 - ・ 工事現場で請負者が行う工事事務防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）について、看板の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかける。
7. 安全活動の評価
 - ・ 直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の1つとする。（各種チェックリストの活用や看板設置等）

II 関係業団体が実施する対策

1. 交通事故防止重点対策

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、現場の状況を十分勘案し、運転者の注意を喚起する効果的な方法（回転灯や電光表示板等）と車輛の制動抑止を図る方法を組み合わせる等により、有効な交通事故対策を実施するよう働きかける。

2. 重機事故防止重点対策

(1) ステッカー運動の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して「誘導なしではバックしない」をうたったステッカーを貼付し、安全教育と効果的に組み合わせ、重機オペレーターの安全意識を高めることを推奨する。

(2) 重機との接触事故の防止対策の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、現場の状況を十分に勘案し、重機の接近を知らせる警報装置を有効に活用する等により、重機と作業員との接触事故防止対策を実施するよう働きかける。

3. 足場からの墜落事故防止重点対策

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、足場の施工にあたり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成 24 年 2 月）（以下「要綱」と言う。）」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成 21 年 4 月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置し、足場の安全確認に関する看板を設置するよう働きかける。
- ・ 関係業団体は、会員各社に対して足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時等の点検においては、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、当該足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する者により足場の点検を行い、その点検記録を保存するよう働きかける。十分な知識と経験を有する者とは、「足場等の安全点検の確実な実施について（厚生労働省 平成 24 年 4 月）」に示された以下の者が含まれることに留意されたい。

1. 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
2. 法第 81 条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

3. 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1又は2に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

4. 法面からの墜落事故防止重点対策

(1) 昇降設備の設置の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して親綱の固定箇所・安全带付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じてJISA8972（斜面・法面工事用仮設設備）による昇降設備、構台等を設置し、施工することを推奨する。

(2) 法面工事における適切な作業計画の作成と周知

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、法面工事の施工にあたり、十分な知識と経験を有する者により作業計画を作成するとともに、作業計画の内容の周知を徹底するよう働きかける。

(3) 法面工事用仮設設備に関する安全対策

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、法面工事用の仮設設備を設置する場合にはJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）が制定されたことが周知されるよう働きかける。

5. 飛来落下事故防止重点対策

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、チェックリスト等による玉掛け方法、玉掛け用具の点検を図るよう働きかける。
- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、除草工事など、施工箇所外に小石や部材が飛散する恐れのある作業を行う際には、養生を行うなどの適切な飛散防止措置を行うよう働きかける。

6. 各種事故共通重点対策

(1) 現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全衛生教育の実施

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して労働者の不安全行動の防止の観点から労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を受けるよう働きかける。なお、直轄工事においては、例えば、外部機関（建設業労働災害防止協会等）を活用した当該教育を実施するよう働きかける。

イ 技能者等に対する再教育の推進

- ・ 関係業団体は、就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者の配置のみならず、資格取得後一定期間経過した資格者については、次に掲げる再教育を受けるよう働きかける。

- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転業務従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
- ウ 現場管理者等に対する教育の推進
- ・ 関係業団体は、職長又は安全衛生責任者については、労働安全衛生法第60条等に基づく職長・安全衛生責任者教育を受けるよう働きかける。
- (2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入の推進
- ・ 関係業団体は、会員各社に対して「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS:コスモス）」等を導入するよう働きかける。
- (3) 表彰制度の推進
- ・ 関係業団体は、会員各社に対して安全管理に努めた人を表彰する等の各社が実施している安全意識向上運動をさらに推進するよう働きかける。
- (4) 工事事務防止に係る広報活動の推進
- ・ 関係業団体は、会員各社に対して現場における請負者が行う工事事務防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に関する看板等の設置を推進することにより、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。
- (5) 安全活動に係る創意工夫の成果の提出
- ・ 関係業団体は会員各社に対して、工事完成時までに上記対策の実施など安全活動に係る創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

以上

香川県広域水道企業団建設工事総合評価方式実施方針

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針」に基づき、総合評価方式の実施方針について次のように定め、これに基づき、公共工事の品質確保の促進に努めるものとする。

第1 総合評価方式の適用

1) 総合評価方式の適用

総合評価方式は、緊急性の高いもの、あるいは小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、原則としてすべての工事において総合評価方式を適用するものとする。

2) 総合評価方式の適用区分

総合評価方式の適用にあたっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

① 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める場合で、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

② 技術提案型

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事において、競争参加者に施工上の工夫等の技術提案を求め、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

③ 施工計画型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

④ 実績評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

⑤ 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、工事成績等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

第2 技術提案の審査・評価

競争に参加する者から技術提案を求め、あらかじめ設定した工事特性、地域特性等に応じた評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の審査・評価を行なう。

第3 総合評価の方法

総合評価に関する評価値の算出方法としては、除算方式を原則とする。

なお、特に技術力にウエイトを置いた評価が必要な工事においては、加算方式を適用する。

[除算方式]

評価値の算出方法

評価値=技術評価点÷入札価格（単位：千万円）

[除算方式における技術評価点]

技術評価点の算出方法

技術評価点=（標準点+加算点）

[加算方式]

評価値の算出方法

評価値=価格評価点+技術評価点

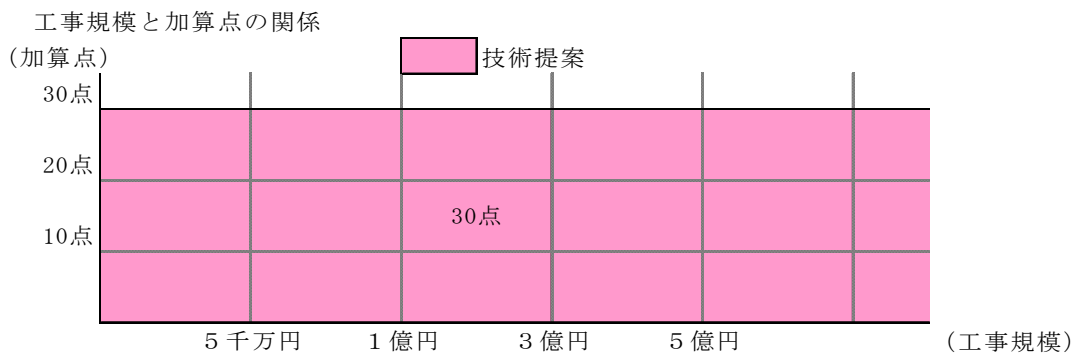
= [100×（1－入札価格／予定価格）] + 技術評価点

第4 加算点・技術評価点の考え方

1) 除算方式における加算点

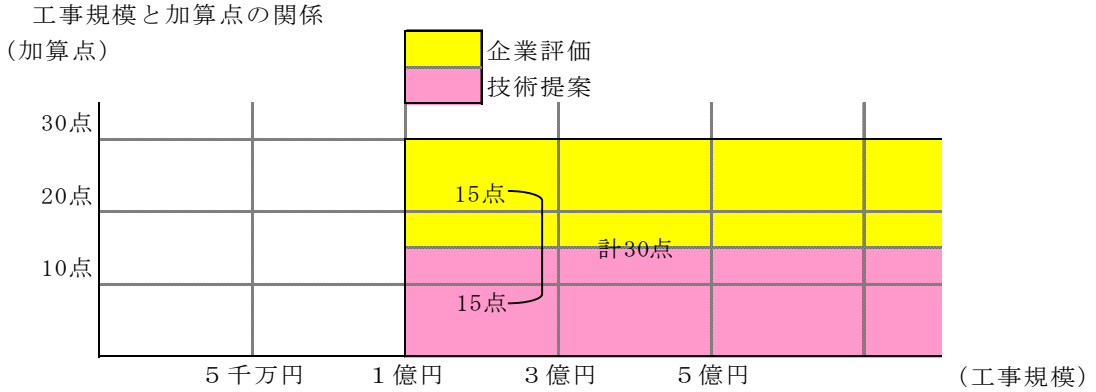
① 高度技術提案型

技術提案に対する加算点は、原則、最高30点までの範囲で設定する。



② 技術提案型

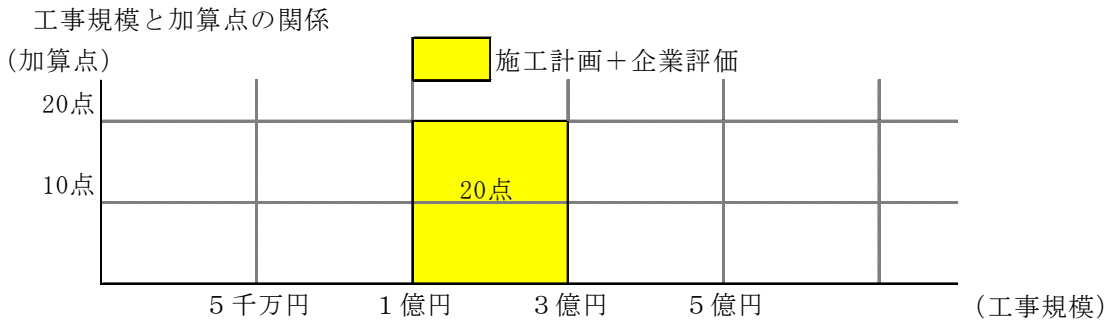
技術提案に対する加算点に加え、企業評価による加算点を付与できるものとする。なお、加算点は、原則、最高30点までの範囲で設定する。ただし、1億円未満の工事には適用しない。



③ 施工計画型

簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき、評価項目及び評価基準を設定する。

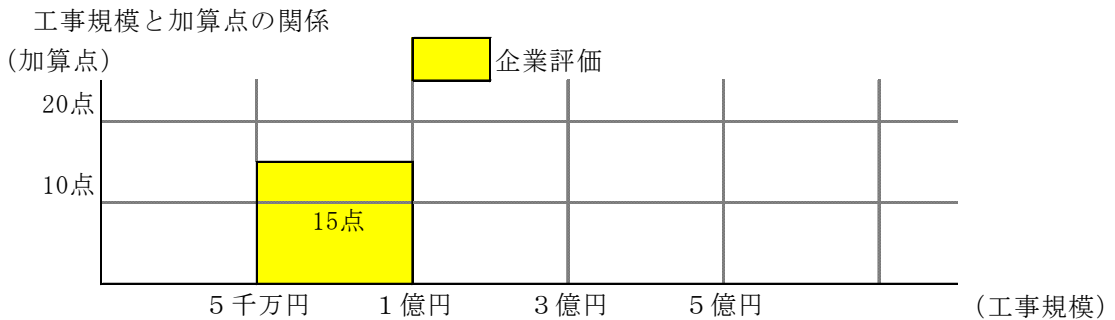
加算点は、原則、最高20点までの範囲で設定する。ただし、3億円以上及び1億円未満の工事には適用しない。



④ 実績評価型

同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき、評価項目及び評価基準を設定する。

加算点は、原則、最高15点までの範囲で設定する。ただし、1億円以上及び5千万円未満の工事には適用しない。

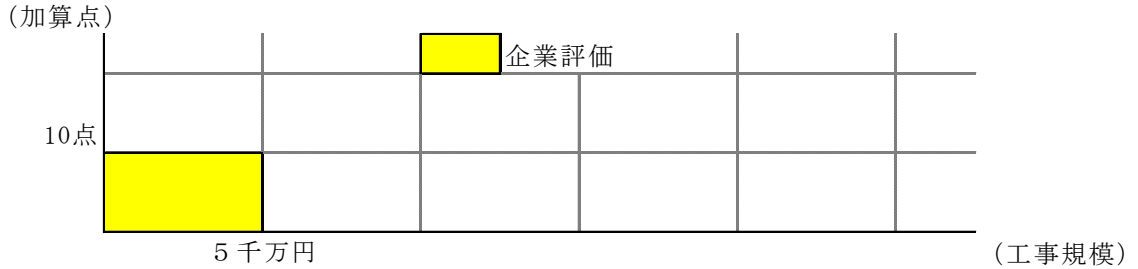


⑤ 企業評価型

工事成績等に基づき、評価項目及び評価基準を設定する。

加算点は、原則、最高10点までの範囲で設定する。ただし、5千万円以上の工事には適用しない。

工事規模と加算点の関係

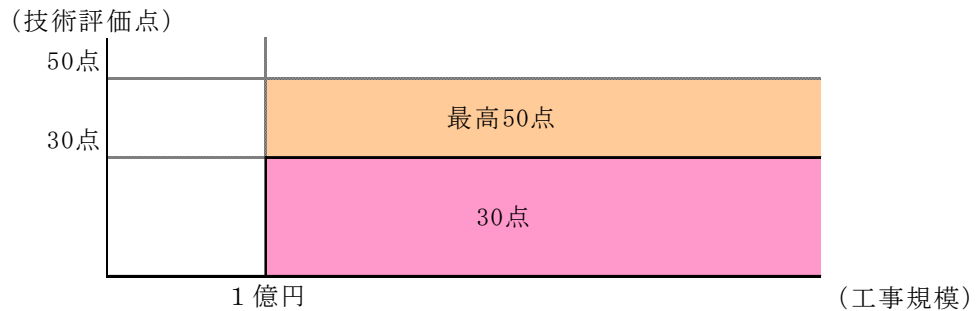


2) 加算方式における技術評価点

加算方式は、技術力にウエイトを置いた評価のため、高度技術提案型、技術提案型において適用することとし、施工計画型、実績評価型、企業評価型には適用しない。

なお、技術提案に対する技術評価点は、原則30点とし、最高50点までの範囲で設定する。

工事規模と技術評価点の関係



第5 落札者の決定方法

「高度技術提案型」、「技術提案型」、「施工計画型」、「実績評価型」、「企業評価型」のいずれの総合評価方式においても、落札者の決定は、以下の方法による。

1) 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、下記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

2) 除算方式における評価値

① 入札価格が予定価格以下であること。

② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格 (単位: 千万円)

技術評価点: 技術評価点 = (標準点 + 加算点)

標準点: 発注者が求める技術提案書を提出した場合は
100点の標準点を与える。

加算点: 技術提案等に対し評価項目及び評価基準に基づき
評価された加算点を与える。

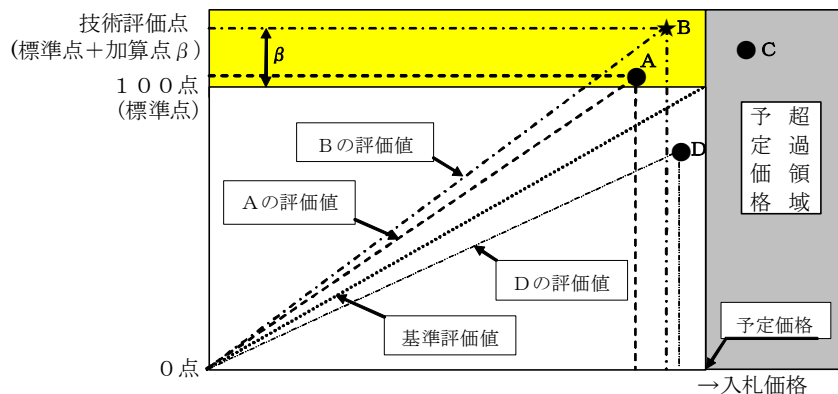
評価値の計算において入札価格の単位は千万円とし、求められる値(評価値、基準評価値)は少数位4位(5位四捨五入)とする。

③ 基準評価値

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。

基準評価値 = 100点(標準点) ÷ 予定価格 (単位: 千万円)

④ 評価値の考え方



(例: 上記グラフの場合)

- ・ Cは予定価格を超過している。
 - ・ Dは基準評価値を下回っている。
 - ・ Aは基準評価値を上回るが、B社の評価値を下回る。
- 以上のことから、Bが落札者となる。

3) 加算方式における評価値

- ① 入札価格が予定価格以下であること。
- ② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

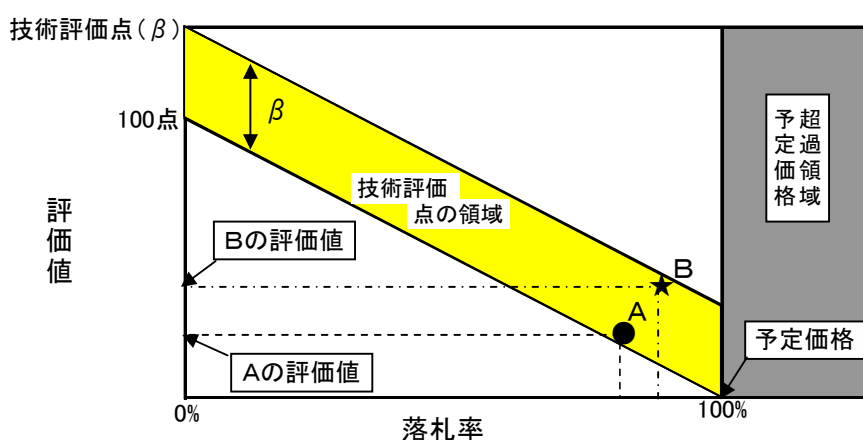
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

= [100 × (1 - 入札価格 / 予定価格)] + 技術評価点

技術評価点：技術提案等に対し評価項目及び評価基準に基づき評価された技術評価点を与える。

求められる評価値は少数位4位（5位四捨五入）とする。

③ 評価値の考え方



(例) Aは落札率は低いが技術評価点も小さく、技術評価点の高かったBが落札率（入札価格）は高いが落札者となる。

- 4) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

第6 技術提案が履行できなかった場合の措置

落札者の決定に反映された技術提案が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点、違約金を徴収する。

1) 除算方式における措置

① 工事成績評定の減点措置

工事成績評定の減点値 = { ((A - B) / A) × (該当項目の加算点 / 合計加算点) } × 10点※

A：入札時の技術提案の値

B：施工後の実施に対する値

工事成績評定の減点値は少数以下四捨五入した値とする。

※工事成績評定の「法令遵守項目」として1ヶ月未満の指名停止相当の減点を適用

② 違約金の徴収

$$\text{違約金} = C - C \times ((D + E) / (D + F))$$

C：当初契約金額

D：標準点 = 100点

E：施工後の実施値における合計加算点

F：当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

違約金は、1円未満切捨てとする。

2) 加算方式における措置

① 工事成績の減点措置

$$\text{工事成績評定の減点値} = \{((A - B) / A) \times (\text{該当項目の技術評価点} / \text{合計技術評価点})\} \times 10 \text{点}^*$$

A：入札時の技術提案の値

B：施工後の実施に対する値

工事成績評定の減点値は少数点以下四捨五入した値とする。

※工事成績評定の「法令遵守項目」として1ヶ月未満の指名停止相当の減点を適用

② 違約金の徴収

$$\text{違約金} = C / D \times (E - F)$$

C：当初契約金額

D：価格評価点満点(100点)

E：当初入札時に記載した技術提案による合計技術評価点

F：施工後の実施値における合計技術評価点

違約金は1円未満切捨てとする。

第7 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の実施にあたり、発注者の恣意的な判断を排除し、客観性を確保するため、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者2名以上の意見を聴取する。

なお、意見聴取において、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

第8 入札及び契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「香川県広域水道企業団入札監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に処理する。

第9 評価結果等の公表

入札及び契約手続きの透明性・公正性を確保するため、総合評価方式の評価項目及び評価基準、落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等に

において明らかにする。

また、入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等については、契約後速やかに公表する。

1) 手続き開始時期

入札公告等において、以下の事項を明記する。

- ① 総合評価方式の適用の旨
- ② 評価項目及び評価基準
- ③ 落札者の決定方法
- ④ 技術提案が履行できなかった場合の措置

2) 落札者決定後

落札者を決定した場合、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の評価値
- ④ 各業者の評価点

第 10 その他

この実施方針に定めるもののほか、総合評価方式に関して必要な事項は別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施方針は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この実施方針の施行の日から平成32年3月31日までの間、本則の規定は、事務所（香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）別表第3に規定する事務所をいい、府中事務所を除く。以下同じ。）において契約する工事については、適用しない。
- 3 前項に規定する期間が経過する日までの間は、事務所において契約する工事については、市町要領等（当該事務所の所在する市町が現に定めているこの実施方針に相当する要領等をいう。以下同じ。）をこの実施方針とみなして適用する。この場合において、市町要領等の規定の適用に関し必要な読替えは、別に定める。